

まちづくり市民会議提言書

【 2014 年 3 月 】

太田まちづくり市民会議

目 次

I. 提言にあたって	1
II. 太田市まちづくり基本条例の検証	2
III. 提言の骨子	5
IV. 提 言	
1. 次世代に大きな負担を残さない	
財政健全化実現のための提言	7
2. コンパクトなまちづくりの必要性と、	
その目標に向かったの提言	9
V. 第1期まちづくり市民会議の提言のフォロー	10
VI. 設置要綱、会議開催状況及び委員名簿	11
VII. 添付資料	16
1. 会議関係資料	
①太田市まちづくり基本条例の検証結果（11テーマ）	
②議事録	
③第1期市民会議の提言フォローの意見交換会摘録	

④提言に対する所管部門との意見交換会摘録

2. 参考資料

①太田市人口階層データ（まちづくり市民会議作成）

②まちづくり市民会議で使用した主な資料

I. 提言にあたって

私たち、第3期まちづくり市民会議のメンバーは、太田市が募集した「まちづくり基本条例の見直し検討」を行うため、1年間活動をしてきました。

検討にあたっては、「太田市まちづくり基本条例」の理解度に関してメンバー間に温度差があっては円滑な検討会議の進行に支障を生じる恐れもあると考え、検討会議開催前平成25年3月29日（金）にこの基本条例の理解のための勉強会を開催し、メンバーの理解度を深めました。

同年4月18日（木）清水市長より委嘱状の交付があり、検討会議をスタートいたしました。

各委員より多様な意見が出されましたが、「第1期まちづくり市民会議：第3小委員会」の策定した、「太田市まちづくり基本条例改定の判断基準」をふまえて検討を進めることにしました。

「太田市まちづくり基本条例」については、太田市を取り巻く環境の変化などにより課題はあるものの、基本条例変更まで踏み込む必要はないと判断いたしました。

しかしながら、太田市の現状は、特に「人口減少と高齢化」についての進行に歯止めがかからず、本会議では、これらが大きな課題となると判断し、「太田市及び各町の：年齢別人口階層データ」を分析し、10年後・20年後・50年後の予測を立て、長期的な視野から現在手を付けなければならない課題「将来に大きな負担を残さない財政健全化」と「コンパクトなまちづくりの実現」を提言することにいたしました。

行政におかれましても、短期でやらなければならないこと、また中長期に取り組まなければならないことなどを、市民と情報を共有しながら進めていただきたく、ここに「第3期まちづくり市民会議」として提言をいたします。

2014年 3月

太田まちづくり市民会議委員一同

Ⅱ.太田市まちづくり基本条例の検証

各委員から提出された意見等に基づき、11のテーマについて検討を行いました。

1 各委員からの意見書

(1) 意見書に基づく検討テーマ

■テーマ1：危機管理

- ・大規模災害・不測の災害（感染症・テロ等）が発生した場合の備え、市の役割の明確化

■テーマ2：やさしさと思いやりのあるまちづくり

- ・市総合計画の基本目標の一つである「教育文化の向上」との整合性
- ・地域産業が求める人材の育成・国際化・グローバル化に対応した教育推進

■テーマ3：活力ある豊かなまちづくり

- ・太田市の特徴である「ものづくり（産業）のまち」「ものづくり力」を一層伸ばしていく姿勢を条例に明記
- ・「観光資源をいかすまちづくり」第2期まちづくり市民会議の提言を活かした、観光の魅力を発信していくことの明記

■テーマ4：議会基本条例の制定

- ・「議会改革調査特別委員会」なるものを検討していることは評価するが、本来の課題である「議会基本条例」の制定に向けてスタートすべき

■テーマ5：男女共同参画に向けたまちづくり

- ・男女共同参画の実現
- ・子育てと子供にやさしいまちづくり

■テーマ6：区長会・町内会

- ・更なる改革が必要

■テーマ7：評価

- ・事後の評価が充分とは言えず、積極的に外部評価を導入・推進する必要がある

■テーマ8：検証

- ・条例制定後6年経過する中で、制度化や事業化が具体的に進んでいないものの検証

■テーマ9：住民投票

- ・市政にかかわる重要事項
- ・住民投票の制度化

■テーマ10：安全で安心して暮らせるまちづくり

- ・第1期まちづくり市民会議の提言「安全・安心して暮らせるコンパクトなまちづくりの提言」の実現
- ・中心市街地の空き家・空き地の増加の懸念

■テーマ11：財政

- ・第1期まちづくり市民会議の提言「次世代に大きな負担を残さない、財政健全化と財務状況を的確に市民と共有する」の実現が不十分
- ・市から各種団体への補助金等の実態を的確に市民と共有することが必要

(2) 太田市まちづくり基本条例の検討結果（11テーマ）

- ・添付資料1を参照

2 基本条例変更の結論

(1) 太田市まちづくり基本条例変更の必要性

- ① 太田市まちづくり基本条例の変更については、大きな変更の必要性は認められない。
- ② 今後の方向性は、次の2項目の提言について検討する。
 - ・「安全・安心して暮らせるまちづくり」コンパクトなまちづくりを目指して
 - ・財政の改革「次の世代に大きな負担を残さない、財政健全化と財務状況を的確に市民と共有する」市民とともに痛みを共有する改革提言
- ③ 第1期まちづくり市民会議の提言内容の2項目についてフォローを行う。
 - ・町内会の更なる改革提言
 - ・議会基本条例制定に向けて

(2) 提言書作成に向けての検討テーマ

- ① 「安全・安心して暮らせるまちづくり」コンパクトなまちづくりを目指して
 - ・都市計画マスタープランの見直し（各拠点の定義づけ）と、暮らしや

すいコンパクトなまちづくりの実現（半径 500m～1000m 程度の年齢別人口構成のバランスの取れた）

- ② 財政の改革「次の世代に大きな負担を残さない、財政健全化と財務状況を的確に市民と共有する」市民とともに痛みを共有する改革提言
 - ・次世代に大きな負担を残さない財政改革（市民と痛みを共有する財政改革）、i 交付金 ii 助成金 iii 委託金 iv 負担金 v 補助金などの内容公開と、定期的な見直し検討の実現

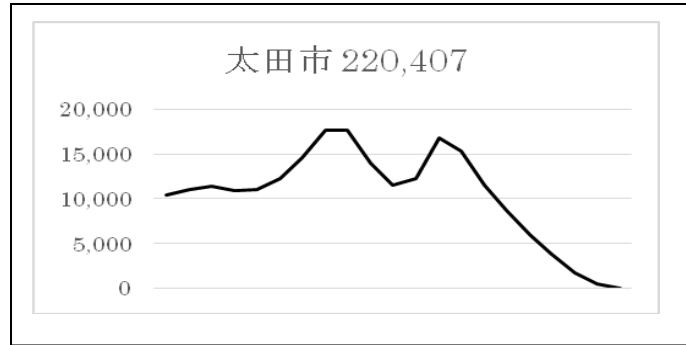
（3）第1期まちづくり市民会議の提言内容フォロー

- ① 区長会・町内会の更なる改革提言
- ② 議会基本条例制定に向けて

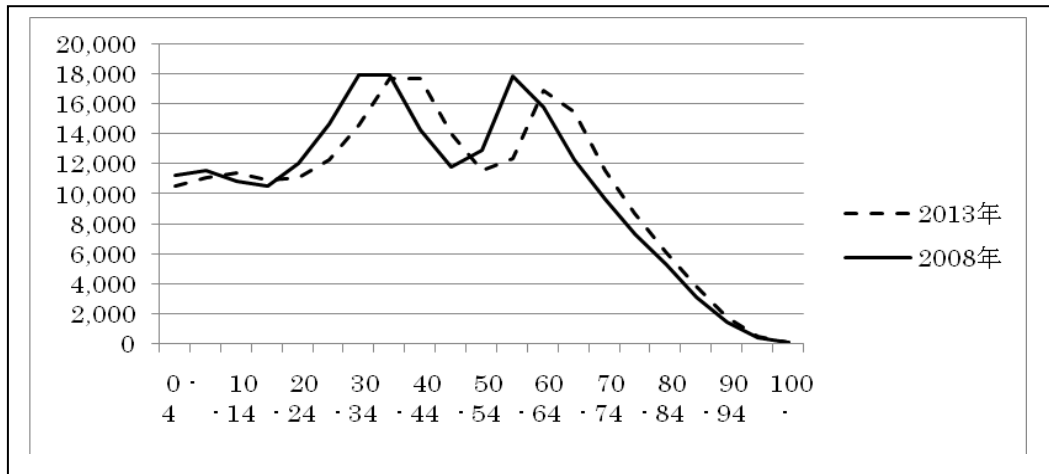
Ⅲ.提言書の骨子

1 太田市人口階層データによる分析結果

- (1) 太田市の人口階層は、他市と比較した場合、比較的バランスの取れたものとなっている。

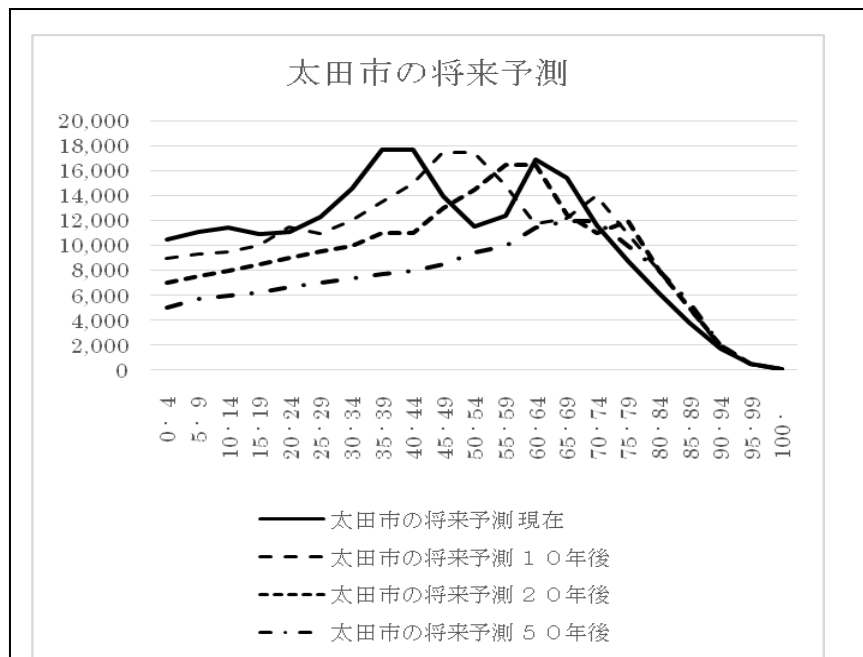


太田市人口階層データ 2013年4月1日現在



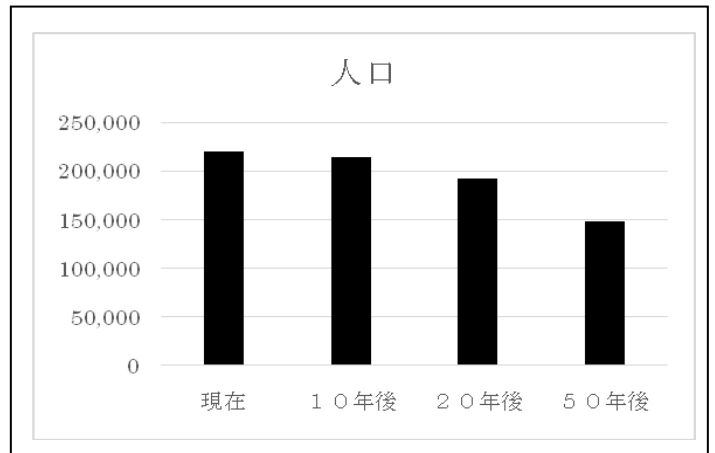
太田市人口階層データ (2008年・2013年比較)

- 高齢者が元気のため人口減少しない。
- 少子化傾向は変わらない



太田市の将来予測（人口）
（人口の減少が大きな課題）

人口予測（人）	
現在	220,507
10年後	215,250
20年後	193,050
50年後	149,250



しかしこの中には多くの問題点が潜んでいます。

- (1) 確実に進む少子高齢化
- (2) 人口減少
- (3) 各町・自治会（町内会）によって大きな歪のできた年齢別人口階層データ
- (4) 必ずやってくる限界集落の時代

（町別人口階層データ分析）・・・・・・・・・・・・・・・・全146町

- (1) 極端な人口減少が進み、20年30年後まで存続できそうもない町
・・・・・・・・20町（13.7%）
- (2) 極端な人口減少が進み、30年40年後まで存続できそうもない町
・・・・・・・・20町（13.7%）
- (3) 若年層に偏っている町・・・・・・・・・・・・・・・・17町（11.6%）
- (4) 年代層にバラつきの大きい町・・・・・・・・・・・・・・・・35町（24.0%）
- (5) 太田市全体像に近い町・・・・・・・・・・・・・・・・45町（30.8%）
- (6) 詳細分析の必要な町・他・・・・・・・・・・・・・・・・9町（6.2%）

*30年後には(1) + (2)の約30%の集落（まち）の存続が不可能になる。
・添付資料5を参照

2 今から備えるべき将来の課題

- (1) 納税者人口の減少により、税収の低下に備えて、「次世代に大きな負担を残さない財政健全化」推進
- (2) コンパクトなまちづくりによる住みよいまちづくりの構築

IV.提 言

1 次世代に大きな負担を残さない財政健全化実現のための提言

● 現状と課題

太田市の人口階層データ（将来予測）により、今後の納税者人口（仮定として20歳～65歳）は確実に減少していくことが考えられます。

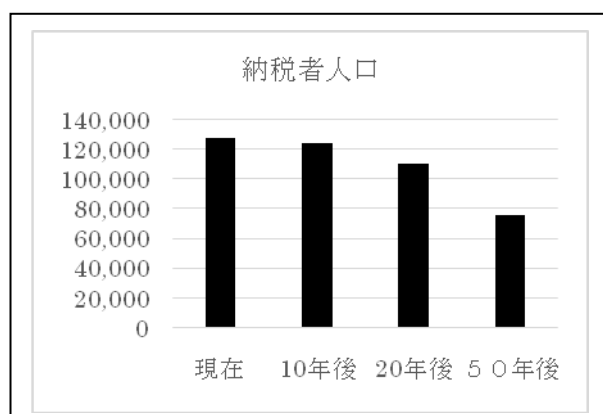
（納税者人口の推移予測）

2013年（現在）・・・128,329人

2023年（10年後）・・・124,700人

2033年（20年後）・・・111,000人

2063年（50年後）・・・76,300人



太田市の法人税を担っている自動車産業も、現在のような好調さが継続していくとは考えられないことから、以前のように業績不振に陥ることもあるでしょう。したがって、太田市が元気な今のうちに財政改革を進めていかなければなりません。

このための一つの指針として、財政健全化判断比率等のうち、「実質公債費比率・将来負担比率」を下げることはないでしょうか。

● 提 言

（1） あるべき姿

太田市の財政指標（平成24年度普通会計決算ベース）によると、国の指針では、実質公債費比率（公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率（3ヵ年平均））は、「18%以上で許可団体へ移行、さらに25%以上で早期健全化団体として財政健全化計画策定を義務付ける」となっていますが、太田市は8.4%であります。また、将来負担比率（地方債残高のほか一般会計等が将来に負担すべき実質的な負債をとらえた比率）は、「350%以上で早期健全化団

体として財政健全化計画策定を義務付ける」となっていますが、太田市は93.2%であります。このように、両比率とも基準内であり一定の健全財政を堅持していますが、比較的税収に余裕のある今のうちに、これらの比率（実質公債費比率、将来負担比率）を可能な限り下げようような施策を打ち出し、財政の健全化をより明確な形となるように提案します。

（２） 改善策

そのための一つの方策としては、「市民と痛みを共有する財政改革」の実現であります。

その内容とは、①交付金 ②助成金 ③委託金 ④負担金 ⑤補助金等について、市民に分かりやすい内容での公開と、定期的な見直し（3年毎）の実施とその結果を公表し、より効率的な運営を図ることです。

市としても節約するが、市民も我慢するところは我慢してもらおうといった考え方が必要ではないでしょうか。市民に情報公開することで、何にどのように使われているのか情報の共有化ができることから、財政改革さらに言えば市民改革につながると思われます。

2 コンパクトなまちづくりの必要性和、その目標に向かったの 提言

● 現状と課題

前述の（町別人口階層データ分析）では、20年後より存続が難しい町が発生し、40年後までには、27.4%の町が存続できなくなる可能性があります。

いずれも、高齢化により人口減少が顕著になった結果であり、この様な中で、これからのまちづくりを目指す方向としては、30年後・50年後を見据えたまちづくりが必要になってきます。

● 提言

（1）あるべき姿

長期的には「生活拠点」に各年代層を混在させ、都市機能を集中させた、コンパクトなまちづくりを目指す必要があると考えます。そのことにより効率的な行政サービスにつながるのではないのでしょうか。

コンパクトなまちづくりの要件とは、

- ① 徒歩・自転車等で日常生活が可能なまち（学校・保育園・幼稚園・病院・商店・行政機関・福祉施設等）がバランスよく配置されている。
- ② 生活拠点と商業拠点・救急医療拠点・公共拠点・中心拠点との公共交通手段を構築し、市民の足としての役割を担う。
- ③ バランスの取れた年齢別人口階層比率になっていて、適度な人口密度を維持できている。
- ④ 公園や緑地が適度に配置され、ゆったりとした空間が存在する。

（2）改善策

現在の太田市は、その時々ニーズとシーズにより、先々の展望もないままの開発により、短期的には成功しているように見えるが、次の世代を考えるに決して賢い先輩とは言えない。今からでもしっかりとしたあるべき太田市を見据えながら、市民との協働で未来の太田市づくりを行うべきであります。

まずは、新生太田総合計画に即した、「太田市都市計画マスタープラン」の内容の精査・各拠点の定義づけから始めてはいかがでしょうか。

V.第1期まちづくり市民会議の提言のフォロー

1 町内会・区長会改革提言に対するフォロー

町内会に対する改革提言のうち、実施した項目は提言項目3項目のうち、「決算書の提出」のみでありました。

区長会に対しては、5項目の提言に対して、実施は皆無でありました。

所管する地域総務課の担当も変更になり、その引継ぎ等についても非常に甘いものでありました。まちづくり基本条例そのものの行政内の啓蒙にも物足りないものを感じております。

今後は、現在作成途中の「自治会ハンドブック」の市民も含めた検討などにより、その完成度に期待するところです。

2 議会基本条例制定に向けての提言に対するフォロー

「議会改革調査特別委員会」の実施により、議会改革に着手していることについて評価しております。しかし、そのことが、「議会基本条例」の制定につながるかについては、未だ未知数の部分があり、このことは我々市民自らが大いに関心をもって見守る必要があると感じております。

(添付資料3を参照)

VI.設置要綱、会議開催状況及び委員名簿

◎ 太田まちづくり市民会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田まちづくり市民会議の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、太田市まちづくり基本条例（平成17年太田市条例第318号）の規定に基づき市民参画と協働のまちづくりを進め、広く市民の声を反映させた市政運営を図るため、太田まちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 市民会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 太田市まちづくり基本条例の見直しの検討に関する事。
- (2) 本市のまちづくりに対する提案及び取組に関する事。
- (3) その他必要な事項に関する事。

2 市民会議は、前項の協議の結果を市長に提案するものとする。

(組織)

第4条 市民会議は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 住民自治組織又は社会貢献活動を行う団体等を代表する者
- (3) 公募による市民

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に、会長及び副会長を置くものとする。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は次に掲げる区分に応じて開催するものとし、原則として平日の夜間とする。

(1) 定例会は、原則として月1回とする。

(2) その他必要に応じて随時開催する。

(提案の検討及び結果の報告)

第8条 市長は、第3条第2項の規定により市民会議からの提案を受けたときは、これについて検討し、その結果を市民会議に報告するものとする。

(庶務)

第9条 市民会議の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

◎ 会議開催状況

年月日	会議の内容	協議内容
平成 25 年 3 月 29 日	まちづくり基本条例の勉強会	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり基本条例の解説 ・第 3 期まちづくり市民会議を進めるにあたっての参考解説
4 月 18 日	第 1 回定例会議	<ul style="list-style-type: none"> ・市長挨拶、委嘱状の交付 ・会長副会長の選出 ・定例会議の日程 ・条例見直し手順の確認
5 月 16 日	第 2 回定例会議	<ul style="list-style-type: none"> ・個人意見書の紹介・意見交換 ・まちづくり基本条例の評価について
6 月 20 日	第 3 回定例会議	<ul style="list-style-type: none"> ・基本条例変更の必要性についての検討 (1) 各委員から提出された意見等について、概要資料に基づき、テーマごとに検討を行った。
7 月 18 日	第 4 回定例会議	<ul style="list-style-type: none"> ・基本条例変更の必要性についての検討 (2) 各委員から提出された意見等について、概要資料に基づき、テーマごとに検討を行った。
8 月 22 日	第 5 回定例会議	<ul style="list-style-type: none"> ・基本条例変更の必要性についての検討 (3) 各委員から提出された意見等について、概要資料に基づき、テーマごとに検討を行った。 ・これまでのまとめと方向性の決定 「基本条例の変更の必要性は認められない」
9 月 26 日	第 6 回定例会議	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の検討項目の決定 ①「安全・安心して暮らせるまちづくり」コンパクトなまちづくりを目指して！ ②財政改革「次世代に大きな負担を残さない財政健全化と財務状況を的確に市民と共有する」市民とともに痛みを共有する改革提言
10 月 17 日	第 7 回定例会議	<ul style="list-style-type: none"> ・提言書提出までのスケジュールの確認 ・① ②項の提言書作成に向けての検討 ・議会基本条例のアンケートの検討
11 月 7 日	第 1 期まちづくり市民会議提言書のフォロー確認会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域総務課との意見交換 ・区長会・町内会の改革提言に対する実行状況の確認

11月21日	第8回定例会議	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会・区長会の改革提言に対するフォロー 結果の報告 ・議会基本条例制定に向けた、議員アンケートの骨格の検討 ・提言書の骨格の検討
12月16日	市議会との意見交換	<ul style="list-style-type: none"> ・小暮議長・大川副議長との意見交換 ・議会基本条例制定に向けて ・議会基本条例のアンケート実施について
12月19日	第9回定例会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例制定に向けた議会との意見交換の報告 ・第3期まちづくり市民会議としての提言書の検討 パソコンとプロジェクターを活用して、具体的な文言を検討した。
平成26年 1月16日	第10回定例会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第3期まちづくり市民会議としての提言書の検討 パソコンとプロジェクターを活用して、具体的な文言を検討した。 ①提言にあたって ②提言の骨子 ③提言書 「次世代に大きな負担を残さない財政健全化実現のための提言」
2月14日	提言に対する所管部門との意見交換	<ul style="list-style-type: none"> ・提言書項目の所管部門である財政課及び都市計画課との意見交換 ・提言書の内容、表現方法等についての検討及び確認
2月20日	第11回定例会議	<ul style="list-style-type: none"> ・提言書の最終確認
3月19日	第12回定例会議	<ul style="list-style-type: none"> ・提言書の提出 ・市長との意見交換

◎ 第3期太田まちづくり市民会議委員

	役 職	氏 名
1	会 長	福 島 賢 之
2	副 会 長	石 倉 優 子
3	委 員	中 本 一 郎
4	〃	青 木 武
5	〃	川 原 文 夫
6	〃	竹 内 努
7	〃	瀬 下 稔
8	〃	高 橋 新 一

VII. 添付資料

1. 会議関係資料

- ① 太田市まちづくり基本条例の検討結果（11テーマ） . . . 添付資料1
- ② 議事録 添付資料2
- ③ 第1期市民会議の提言フォローの意見交換会摘録 添付資料3
- ④ 提言に対する所管部門との意見交換会摘録 添付資料4

2. 参考資料

- ① 太田市人口階層データ（まちづくり市民会議作成） . . . 添付資料5
- ② まちづくり市民会議で使用した主な資料

【太田市に関する計画、条例、構想】

- ・ 新生太田総合計画
- ・ 新生太田総合計画前期行動計画
- ・ 太田市地域防災計画
- ・ 太田市男女共同参画基本計画 平成23年度評価結果報告書
- ・ 第2次太田市男女共同参画基本計画（素案）
- ・ 太田市都市計画マスタープラン
- ・ 平成24年度学校教育指導方針及び指導の重点

【太田市関係の資料】

- ・ 太田市まちづくり基本条例解説
- ・ 太田市マネジメントシステム 平成24年度評価結果
- ・ 太田市行政改革に関する取り組み一覧表
- ・ 平成24年度太田市の取り組みに対する満足度と重要度に関するアンケート 調査結果
- ・ 平成24年度 太田市単独補助金一覧表
- ・ 太田市次世代育成支援行動計画実施状況
- ・ 太田市議会議会改革調査特別委員会検討結果報告書
- ・ 太田市民のための危機管理行動マニュアル（第5版）
- ・ 太田市防災マップ
- ・ 区長の特別職としての身分について
- ・ 太田市人口階層データ
- ・ 財政構造に関する調

【その他の資料】

- ・ニセコ町まちづくり基本条例
- ・多摩市自治基本条例
- ・三鷹市自治基本条例
- ・一般財団法人地域産学官連携ものづくり研究機構（公式HP）

添付資料1 第3期まちづくり市民会議 検討テーマと行政施策との確認結果及び会議における検討結果

提案テーマ	行政施策と検討結果	今後の対応
<p>【テーマ1】 第10章・第28条「危機管理」 ・大規模災害・不測の災害（感染症・テロ等）が発生した場合の備え、市の役割の明確化</p>	<p>（太田市地域防災計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太田市の地域における：風水害：大規模災害：震災：その他と多岐にわたった防災計画が構築されている。 ・東日本大震災のような、未曾有の災害の場合は、防災計画はほとんど機能しなかったと聞いている。 ・防災訓練も必要だが、14・15年以前に組織した「自主防災組織」も、その後のフォローも何もしないまま、既に形骸化している。 <p>各地区にある、行政センターにおける「自主防災組織」の防災訓練も、充分その役割を果たしているとはいえない。</p>	<p>①災害時の避難場所についての詳細（自分の地域はどこに避難すればいいのか）についての啓蒙を常に図っていく必要がある。</p> <p>②危機管理室に確認し提言する。</p>
<p>【テーマ2】 第11章「やさしさと思いやりのあるまちづくり」 ・市総合計画の基本目標の一つである「教育文化の向上」（未来にはばたく人材を育てるまちづくり）との整合性 ・地域産業が求める人材の育成・国際化・グローバル化に対応した教育推進</p>	<p>（太田市学校教育指導方針及び指導の重点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導の重点に「国際理解教育の充実」「情報教育の充実」など内容的には整っている。 ・教育現場においても、パソコン等の情報機器の活用も進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状での推移を見守っていく。
<p>【テーマ3】 第12章・第33条「活力ある豊かなまちづくり」 (1)太田市の特徴である「ものづくり（産業）のまち」「も</p>	<p>一般財団法人（地域産学官連携ものづくり研究機構）の活動</p>	<p>①新規事業に対する：研究開発・新技術開発のための支援事業に</p>

<p>のづくり力」を一層伸ばしていく姿勢を条例に明記</p> <p>(2)条の新設「観光資源をいかすまちづくり」第2期まちづくり市民会議の提言を活かした、観光の魅力を発信していくことの明記</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・群大工学部太田キャンパスの特徴を生かした、：メカトロ・ロボット技術：金型加工・CAD・CAM技術：品質工学：プラスチック材料成形加工：など太田市の中小企業の技術の底上げに貢献しようとしている。 ・ただ残念なのは、中小企業のニーズと、機構のシーズがまだかみ合っていない状態。 ・第2期まちづくり市民会議のテーマ「観光振興」の提言に対する行政施策の取り組み状況は、提言17項目：件数20件に対しての：実施・実施中を合わせて11件：と55%の実施率となっている。 	<p>は不満も残る。</p> <p>②中小企業の社員教育による、太田市全体の人材育成などが今後の課題。</p> <p>・現状の推移を見守っていく。</p>
<p>【テーマ4】</p> <p>議会基本条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1期まちづくり市民会議の提言を受けて「議会改革調査特別委員会」なるものを検討していることは評価するが、本来の課題である「議会基本条例」の制定に向けてスタートすべき 	<p>「議会改革調査特別委員会」が議論されている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すでに2年程度の議論を重ねているが、成果として出ている「政務調査費の公表」「本会議の動画によるネット配信」など多少の成果が出ている、しかし、議会・議員の本来のあるべき姿などの議論に至っていないこともある。 	<p>①議会改革調査特別委員会メンバーとの意見交換会を企画する。年末・年度末の時期にする。</p> <p>②議会基本条例の理解を進め、我々も理論武装を行っていく。そのための、議会基本条例の理解向上の要旨を作成する</p>
<p>【テーマ5】</p> <p>第2章第6項「男女共同参画に向けたまちづくりに総合的に取り組む」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所内の人事にいかん反映されているか、部課長登 	<p>(太田市男女共同参画基本計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「H29年度までを計画期間としている第2次基本計画が推進されるよう期待している」 	<p>・現状の推移を見守っていく。</p>

<p>用実績は・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・子育てと子供にやさしいまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての施策は「医療支援・子育て支援・子育て施設」など相当手厚くなっている。 ・男女共同参画は、何事においても男女同数を目指すものではない、あくまでも目安の数値である。 ・一部の企業においては、給与形態も同一労働・同一賃金など男女差別をなくす仕組みとなりつつある。 ・看護師・保育士・介護士等の職業は賃金形態が低いためか、男性の参加が少ない。 	
<p>【テーマ6】 区長会・町内会の更なる改革が必要</p>	<p>第1期まちづくり市民会議の提言の回答・実施状況資料がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1期まちづくり市民会議の提言に対しての実施状況が不十分。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期まちづくり市民会議の実施状況についてのフォローを行う。
<p>【テーマ7】 第6章「評価」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事後の評価が充分とは言えず、積極的に外部評価を導入・推進する必要がある ・立案の段階で多くの市民の意見を聞くべき 	<p>企画政策課より資料の紹介があった</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前期行動計画に係る施策指標の実績値結果 ・プロセスシート最終評価結果（集計概要） ・マネジメントシステム、主要事務事業環境パフォーマンス表 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政改革で議論する。
<p>【テーマ8】 条例制定後6年を経過しているが、制度化や事業化が具体的に進んでいないものについて検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なぜ制度化が進んでいないのか 	<ul style="list-style-type: none"> ・太田市まちづくり基本条例（参画への保障・意見公募手続き） ・「市民の目線は今」太田市の取り組み状況に対する満足度を重要度に関するアンケート調 	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例規定が現状の行政計画や施策等に整合しておらず、条例改正・廃止を要するものはないかの検証（具体的な提言） (1) 第2条「条例の最高規範性」 ・ 他の条例・規則等の整合性を、どのような方法・手段により担保しているのか (2) 第10条「参画への保障」 ・ 具体的には、どのような参画制度を整備したのか 	<p>査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市単独補助金一覧表 ・ 行政改革に関する取り組み一覧表 	
<p>【テーマ9】</p> <p>第7章「住民投票」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (第1項)「市政にかかわる重要事項」とは、どのようなものか、これまでに「住民投票」にかける重要事項なかったのか ・ (第2項) 住民投票の制度化されたのか ＊「住民投票」に対する意見 ① 住民の地方自治への参加は重要である ② 住民投票制度は条例上の制度であり、投票結果自体に法的拘束力がない（結果を尊重するまで） ③ 他の自治体の住民投票をみると、結果的に賛成か反対しかなく、民意が的確に反映されにくい ④ 政治の安定性・効率性を阻害しかねないことになる。 <p>住民投票制度の目的が、民意を地方政治に反映させることであるなら、現在の議会制民主主義の改革が先決であると考え</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状どおりとし、条例の見直しは行わない。

<p>【テーマ 10】</p> <p>第 10 章「安全で安心して暮らせるまちづくり」</p> <p>* 第 1 期まちづくり市民会議の提言「安全・安心で快適に暮らせるコンパクトなまちづくりの提言」の実現が不十分</p> <p>・ 太田市全体で見ると、近隣市町村に比較して、バランスのとれたまちになっていると見えるが、各地域（特に自治体単位）で見ると、大きなひずみが生じている、（各自治体毎の年齢別人口比率参照）太田市まちづくりマスタープランの各項目の定義付けも不十分、中心市街地の空き家空地の増加も大きな課題</p>	<p>新生太田都市計画 太田市都市計画マスタープラン 等のより多岐にわたる施策を実施している</p>	<p>①太田市全体では、他の市町村に比較して、比較的バランスのとれた元気なまちになっているように見えるが、個別の行政区を確認してみると、歪みの大きいまちになっている。</p> <p>②太田市都市計画マスタープランにある・中心拠点・地域拠点・生活拠点等の付いての定義（その拠点に必要な条件）を明確にしていきたい。</p> <p>③提言書の作成を検討する。</p>
<p>【テーマ 11】</p> <p>第 5 章「財政」</p> <p>* 第 1 期まちづくり市民会議の提言「次世代に大きな負担を残さない、財政健全化と財務状況を的確に市民と共有する」の実現が不十分、特に（①交付金 ②助成金 ③委託金 ④負担金 ⑤補助金）等の実態を使用目的と、支出先を市民と共有することが必要、このことにより無駄の排除につながる</p>	<p>行政は、各地域で実施している「予算説明会」 太田市広報による「財政状況」など比較的詳細に説明している</p>	<p>①太田市の財政硬直化率が 95%を超える状況を考えるに、支出明細を市民に公開し更なるムダの排除を行っていかなくてはならない。特に（①交付金 ②助成金 ③委託金 ④負担金 ⑤補助金）についての現状と目的外使用等の付いての確認が必要</p> <p>②提言書の作成を検討する。</p>

第3期まちづくり市民会議（第1回）議事録

■日 時	2013年4月18日（木） 午後6時30分～午後8時30分
■場 所	太田市役所 10階 政策推進会議室
■出席者	委 員9名 青木委員、石川委員、石倉委員、川原委員、竹内委員、 中本委員、福島委員、瀬下委員、高橋委員 事務局5名 清水市長、北爪企画部長、高橋企画政策課長、前原係 長、富岡係長代理

【会議概要】

1. 委員の委嘱

- ・開会后、清水市長が各委員へ委嘱状を交付した。

2. 挨拶

- ・清水市長がまちづくり市民会議に対する期待を含めた挨拶を行った。

3. 自己紹介

- ・各委員が2分程度、応募の理由を含め自己紹介を行った後、事務局の職員が自己紹介を行った。

4. 協議事項

（1）太田まちづくり市民会議について

- ・事務局から「太田まちづくり市民会議の概要」及び「太田まちづくり市民会議設置要綱」について説明を行った。
- ・太田まちづくり基本条例の内容が、現在の社会・経済情勢と合致しているのか検証し、検討結果に基づき、条例改正の答申、提案（提言書の作成）を行う。
- ・月1回程度の会議で、平成26年3月末日までの1年間の任期とし、ボランティアでの参加とする。

（2）会長及び副会長の選出について

- ・事務局から会長及び副会長の選出について説明を行った。
- ・選出について話し合いがなされ、会長には、推薦2名、立候補1名の計3名の中から挙手による多数決により福島委員が選出された。副会長については、会長に選出された福島委員を除いた2名の中から同様に石倉委員が選出された。

（3）定例会日程（案）について

- ・事務局から、会議は月1回とし、第3木曜日の午後7時から開催する旨の提案

を行った。

- ・会議の開催日を、5月16日、6月20日、7月18日、8月22日、9月26日、10月17日、11月21日、12月19日とすることに決定した。
- ・平成26年1月以降については、条例の見直し検討の進行状況により会議の中で日程を取り決めることとした。
- ・開始時間については、会議を開催する中で不都合があれば柔軟な対応を取ることとした。

(4) 条例見直し手順の確認について

- ・事務局から①市民会議のタイムスケジュール、②まちづくり基本条例改定の判断する基準についての説明があり、この2点について協議を行った。
- ・第1期市民会議で委員を経験している福島会長から見直し手順についての考え方が示され、事務局案と併せて協議を行った。
- ・スケジュールについては、事務局案を基本とし、詳細な部分については福島会長が提案する見直し手順を参考に会議を進めることとした。
- ・次回の会議で各委員がまちづくり基本条例に関する問題点や疑問点などについて意見発表を行い、判断基準に基づく条例の評価、問題点の整理を行うことを確認する。

(5) その他

- ・委員から事務局へ、まちづくり(自治)基本条例を制定している自治体の一覧、太田市への流入人口(過去5年程度)の推移についての資料の要望があった。
- ・基本条例の各章に該当する施策ごとの評価の照会に対し、個々の施策に対する評価は行っているが、条例と施策評価を体系付けした資料は作成していない旨を事務局より回答する。
- ・事務局がまちづくり市民会議の運営にあたってのお願いなどを説明した。
- ・まちづくり市民会議は原則公開とし、議事要旨などは市のホームページで公開する。
- ・各委員は、まちづくり基本条例に関する意見を5月9日(木)までに事務局へ提出する。

■次回会議

第2回まちづくり市民会議

【日時】5月16日(木) 午後7時～

【場所】太田市役所10階 政策推進会議室

第3期まちづくり市民会議（第2回）議事録

■日 時	2013年5月16日（木） 午後7時～午後9時
■場 所	太田市役所 10階 政策推進会議室
■出席者	委 員 福島会長、石倉副会長、青木委員、川原委員、竹内委員、 中本委員 事務局 高橋企画政策課長、前原係長、富岡係長代理

【目 的】

- ① 各委員の基本条例に対する意見の集約、理解度の確認
- ② まちづくり市民会議の進むべき方向の統一を図る

【会議概要】

1. 事務局からの報告事項

前回の会議において、委員からの要望に基づき資料の提供及び内容の説明を行った。

(1) 全国の自治基本条例施行状況

- ・全国の273自治体で施行済み、施行率としては15.7%となる。(2013.4.1現在)
- ・群馬県内では太田市を含めて3自治体で施行されている。

■意見等

- ・議会があるにもかかわらず、基本条例を作った理由はどういったものか。
- ・策定した当時も同様の意見はあったが、市議会は選挙があり、4年ごとに任期がある。そのため、市民、市議会、行政の役割を明らかにして、市民がまちづくりに参画する仕組みを整備した。

(2) 過去5年間の太田市の人口推移

- ・配布資料において説明

	日本人合計	外国人合計	外国人比率	総合計
平成20年	210,962	8,862	4.03%	219,824
平成24年	213,317	7,259	3.29%	220,576
	+1.1%	-18.1%	-0.74%	+0.54%

*外国人の減少を、日本人の増加で補い、0.54%の増加となっている。

- ・平成22年国勢調査結果により、5年前の状況として市内在住者約86.2%、市外在住者約9.8%、不詳約4.0%
- ・総人口に対する外国人の割合約3.2%

2. 個人提出の意見

(意見者1)

- ・環境、課題、背景など多少の変化はあるが、基本条例変更の必要性があるほどとは考えられない。
- ・まちづくり基本条例を基本に作られた「新生太田総合計画」にある、まちづくりの基本理念との整合性を理解するための機会を作る必要がある。
- ・第1期市民会議での提言等について実施状況を精査し、今回のテーマを模索していきたい。

(意見者2)

- ・条例そのものに問題はなく、改正の必要はないと思う。
- ・行政は条例どおり施策を行っているか検討したい(①男女共同参画の実現、②施策の立案、評価についての説明、③子育てと子どもに優しいまちづくり、④市議会の機能)。

(意見者3)

- ・条例第21条の「市長は住民投票で得た結果を尊重しなければならない」という条文が外国人参政権へ繋がることに危惧している。

(意見者4)

- ・条文に規定されている項目・内容から太田市らしさが伝わってこない。
- ・条例制定当時と情勢変化への対応として考えられる条例の見直し事項、①震災時の市と市民の役割、②北関東道を活かしたまちづくり、③「ものづくりの力」を推進する姿勢など明記して太田市らしさを入れたものにしてはどうか。

3. 協議事項

(1) まちづくり基本条例の評価について

■第1期市民会議での見直し検討についての概要説明

- ・第8章地域コミュニティ 条例第22条では、区長会・町内会の目的を明確にし、活力ある地域コミュニティの組織及び集団にしていくため、市民参加を明確に促すことが地域の安心に繋がるものとして検討を行った。
- ・市の行政組織が、区長会や町内会をコントロールしてしまうことは避けながらも、行政組織と区長会・町内会の健全な仕組みづくりが重要と条例第22条第1項の内容について見直すことを市民会議の案とした。
- ・市側との協議の結果、町内活動の参加を促すためには、第23条の住民自治組織の規定を改正したほうが適切と判断し、条例第23条の改正を行った。
- ・また、提言を9本あげたが、そのうち3本が基本条例に関係する内容である(提言7：まちづくり基本条例の周知徹底についての提言、提言8：次世代に大きな負担を残さない財政健全化と財務状況を的確に市民と共有する提言、提言9：太田市議会基本条例制定についての提言)。

■意見等

- ・提言 8 については、各地区での予算説明会に毎年参加しているが、以前に比べると資料が分かりやすくなっている。提言の効果が出ているのではないか。
- ・市の広報紙にも財務状況が掲載されているが、分かりやすくなったと感じている。
- ・最高規範の意味合いが分からない。条例の上には、法律がある。表現として適切なのか。
- ・条例第 2 条（条例の最高規範性）では、太田市におけるすべての条例、規則等の上位規範としている。法律云々については言っていないので、この表現で問題ないのではないか。
- ・区長を選ぶ際には、色々なことを期待してしまう。地区のことを真剣に考えてくれる方をお願いしたい。太田市においてはどのような選び方をしているのか。
- ・選挙はほんの一部であり、地域の推薦などで選ばれる。任期は 2 年であるが継続も可能である。2 期 4 年が妥当であると考えるが、10 年以上の人もある。
- ・区長会・町内会については更なる改革が必要と感じている。

（2）第 3 期まちづくり市民会議としての条例の評価検討について

- ・次回の会議では、評価検討についてディスカッションを行いたい。
- ・次回会議を効率良く進めるため、意見等については意見書に記入の上、事務局まで提出をお願いする。

4 その他

（1）第 3 回会議の計画

- ・テーマの検討に入る必要がある。1 年というスケジュールを考えると、条例改正が必要な場合には、提言は 1 本、条例改正が必要ないと判断した場合には、提言を 2～3 本程度が妥当ではないか。そのためには、次回の会議でテーマを明確にしたい。
- ・検討する範囲を狭めてはどうか。一度に条例全体を見るのは困難である。
- ・スケジュールを考えると、全体を見ていただいて気になる部分を出してもらったほうが効率的と考える。次回の会議については全体を見た中でテーマを絞っていききたい。

（2）事務局からの連絡

- ・議事録の内容確認については、会長、副会長の一任とする。
- ・欠席者の対応は、事務局から会議資料、議事録を送付する。（内容を理解していただく）
- ・全員参加が基本のため、日程の変更も含めて弾力的な運営をしていきたい。

■次回会議

第3回まちづくり市民会議

【日時】 6月20日（木） 午後7時～

【場所】 太田市役所10階 政策推進会議室

第3期まちづくり市民会議（第3回）議事録

■日 時	2013年6月20日（木） 午後7時～午後9時
■場 所	太田市役所 10階 政策推進会議室
■出席者	委 員 福島会長、石倉副会長、川原委員、瀬下委員、竹内委員、 中本委員 事務局 前原係長、富岡係長代理

【目 的】

- ・各委員の意見を基に、基本条例変更の必要性についての検討を行う

【会議概要】

1. 協議事項

（1）基本条例の変更の必要性について

- 各委員から提出された意見等についての概要資料に基づき、テーマごとに協議を行う。

テーマ①：太田らしさを盛り込んだ条例の検討

- ・制定した当時の考え方を理解した上で、条例見直しの判断基準により、制定当時と社会環境・状況が変化により、条例改正や新たな規定整備が必要なのか検証したい。
- ・具体的には、危機管理における市民の役割、教育関係の項目及びクリーンエネルギーによるまちづくりなどを条例に明記して太田らしさを盛り込んではどうか。
- ・クリーンエネルギーについては、太田市で積極的に取り入れていることから、条例の項目として必要か否か検討していきたい。
- ・産業界が求める人材の育成の考え方であるが、逆にしっかりとした教育を受けたものが産業界で必要とされるのではないか。

テーマ②：議会の役割と責務、議会基本条例の制定

- ・他の自治体の基本条例に比べて市議会についての記述が少ないように感じる。
- ・基本条例策定の段階でも議論となったが、市民の信託（選挙）を受けて議員になったわけだから、基本条例の中で具体的な活動を記述することは失礼にあたる、議員自らが活動してもらうことを期待してあえて少ない記述となっている。
- ・議会基本条例制定にあたっては、議会に投げてしまうのではなく、別の機関の活用も検討してはどうか。
- ・議員自ら制限をつくるのは難しい。そういった部分では第三者委員会などで

検討することも考えられるが、議員の責務として作り上げることを希望している。

- ・この基本条例では、議員を制約することまで踏み込むことはするべきではないと考えている。
- ・議会基本条例の制定については、議員自らが活動してもらおうようもう一度要望してはどうか。

現在行われている「議会改革調査特別委員会」の改革内容は、「議会基本条例」の制定に向けての議論に至っていない。

テーマ③：男女共同参画のまちづくり

- ・市役所内の人事にいかん反映されているか、部課長登用実績について確認したい。女性の登用が遅れているのは、行政や議会である。
- ・能力のある人を活用できる体制ができていないように感じる。
- ・女性の登用が少ないことについて、何が問題なのか突き止めてみることも必要ではないか。
- ・女性が働ける環境をつくらないことには、男女機会均等にはなかなかならないのではないか。
- ・全てに対して男女同数にすることが理想であるとは思わない。

テーマ④：事後評価について

- ・施策の評価については、外部評価を導入・推進する必要がある。
- ・施策の5年後、10年後の評価を市民に公表すべきである。
- ・行政で実施している事業で、事後評価をし、市民に公表した記憶はない。

テーマ⑤：区長会・町内会の改革について

- ・区長の選出について、市全体で選出方法などを考えていきたい。
- ・第1期まちづくり市民会議では「町内会活動への参加」を促すような条例改正の提案を行った経緯がある。

その場合、市民から「町内会・区長会は何を行っている組織なのか？」との疑問がわいてくる、そのためにも区長会・町内会のあるべき姿を追い求めて行く必要がある。これからも改革していく必要があるのかもしれない。

テーマ⑥：条例制定後6年経過した中で、具体的に進んでいないものへの検証

- ・なぜ制度化が進んでいないのか、具体的に進んでいないものの検証を行いたい

第2条：他の条例・規則等の整合性について、制度化、担保されているのか

第10条：どのような参画制度が整備されているのか

第20条：主要事業とはどのようなものか、外部評価の実施事例があるのか

テーマ⑦：住民投票

- ・住民投票において、市政にかかわる重要事項とはどのようなものか。住民投票を条文に載せた理由はこういったものだったのか。
- ・東京都小平市の事例では、投票率50%以下の場合是不成立としている。住民投票についてあえて条文に入れておく必要はないのではないか。

- ・可能性として入れているのであって、不都合なことはないと思う。
- ・住民投票制度は、テーマにより投票方法・対象者（外国人を含めるか・対象年齢は）を決めて行けばよいことである。
- ・住民投票の制度は、使わないにこしたことはないが、制度を持っておかないと市民の意向を反映する手段が少なくなってしまう。

テーマ⑧：安全で安心なまちづくり

- ・第1期まちづくり市民会議の提言「安全・安心で快適に暮らせるコンパクトなまちづくり」の実現が不十分である。
- ・太田市全体を見た場合は、周辺に自治体よりバランスの取れたまちになっているが、地域別・行政区別で見ると年齢別人口構成グラフに大きなひずみが生じている。
そのため、高齢化率の高い地域、中心市街地の空き家空地の増加もそれが原因の一部と考えられる、そのようなことも今後の課題である。

テーマ⑨：財政

- ・太田市の財務状況の公表は、以前に比較して非常によくなっている、しかし各費目の中身がわからない、財政硬直化率も95%超の高いままである、各行政部門ごとに施策として実施している（①交付金②助成金③委託金④負担金⑤補助金等）の実態を確認したい。このことが無駄の排除に繋がるものと考えている

2 その他

（1）第4回会議の計画

- ・条例の変更をする場合には、12月までに変更案を作り上げなくてはならない。タイトなスケジュールとなっているので、会議以外の部分でも連絡を密にとりながら進めていきたい。
- ・次回会議では、条例変更の可否判断を行いたい。
- ・議論の後戻りはしない方針で進めていきたい。

■次回会議

第4回まちづくり市民会議

【日時】 7月18日（木） 午後7時～

【場所】 太田市役所10階 政策推進会議室

第3期まちづくり市民会議（第4回）議事録

■日 時	2013年7月18日（木） 午後7時～午後9時
■場 所	太田市役所 10階 政策推進会議室
■出席者	委 員 福島会長、石倉副会長、青木委員、川原委員、高橋委員、 中本委員 事務局 高橋課長、前原係長

【目 的】

- ・テーマ概要に基づき、添付資料の内容の確認及び評価を行うことにより
条例改正の必要性有無を検討する。

【会議概要】

1. 協議事項

(1) 「テーマ概要及び添付資料の内容の確認及び評価について

- 各委員から提出された意見等についての概要資料に基づき、テーマごとに協議
を行う。

テーマ2：第28条 危機管理

大規模災害・不測の災害（感染症、テロ等）が発生した場合の備え、市の役割
の明確化

○参考資料：太田市地域防災計画

- ・大震災が起きた時に対応できる計画なのか否かの見地から考察すべきと思わ
れる。
- ・先の大震災の教訓として、このような計画はどの市町村にもあったが、あま
り役に立たないことが証明されたように思う。
- ・計画も必要であろうが、市民が自分の避難場所がどこであるのか知ることが
先決ではないか。行政として定期的に市民あてに避難場所を知らせることと
併せて訓練の必要性を感じる。
- ・学校が避難場所に指定されているが、校門のカギがかかっている。有事の際
には入れないのでは？行政の内部組織間の連携が不足している感がある。
- ・防災訓練も必要だが、以前に組織された「自主防災組織」も、その後のフォ
ローも何もしないまま、すでに形骸化している。
各地区にある、行政センターにおける「自主防災組織」の防災訓練も、十分
その役割を果たしているとは言えない。

テーマ3：第11章「やさしさと思いやりのあるまちづくり」

市総合計画の基本目標である「教育文化の向上」との整合性
地域産業が求める人材の育成・国際化・グローバル化に対応した教育推進

○参考資料：太田市教育行政方針及び指導の重点

- ・教育方針に沿って校長先生をはじめとして先生方は尽力されていると思われる。
- ・指導の重点に「国際理解教育の充実」「情報教育の充実」など内容的は整っている。
- ・さらに委員各位による読み込みを依頼し、特に問題なければ現状維持としたい。

テーマ5：第12章第33条「活力のある豊かまちづくり」

市の特徴である「ものづくり（産業）のまち」「ものづくり力」を一層伸ばしていく姿勢を条例に明記。また、観光資源をいかすまちづくりに係る条の新設

○参考資料：一般財団法人地域産学官連携ものづくり研究機構（HP 抜粋）

○参考資料：第2期まちづくり市民会議の提言に対する市取組状況

- ・ものづくり研究機構は、今から6～7年前に研究開発、技術開発の支援を目的として発足したときいている
- ・ものづくり産学のまちを象徴している施設であると思われる。
- ・観光資源が有機的につながっていないような気がする。

テーマ7：議会基本条例の制定

第1期まちづくり市民会議の提言を受けて「議会改革調査特別委員会」が組織されていることは評価するが、本来の課題である「議会基本条例」の制定に向けスタートすべきである。

○参考資料：第16回議会改革調査特別委員会会議結果

- ・現在は、当該委員会に係る議事録がHP上にて、公開されるようになった。
- ・ぜひとも、議会基本条例を制定していただきたい。
- ・まちづくり市民会議メンバーの賛同が得られれば、議会改革特別委員会委員との意見交換の場を設けたいと思う。
- ・意見交換を行うにあたり、議会基本条例について市民会議メンバーによる勉強会が必要ではないか。

テーマ 8：第 2 章第 6 項「男女共同参画に向けたまちづくりに総合的に取り組む」

市役所内の人事にいかん反映されているか、部課長の登用実績は？

男女共同参画の実現、子育てと子供にやさしいまちづくり

○参考資料：太田市男女共同参画基本計画 平成 23 年度評価結果報告書及び第 2 次太田市男女共同基本計画（素案）

○参考資料：太田市次世代育成支援行動計画実施状況

- ・第 2 次の当該基本計画が作成されたばかりであるので、今後の動向を注視したい。
- ・子育ての施設は充実している。
- ・男女共同参画は、何事においても男女同数を目指すものではない、あくまでも目安の数値である。
- ・一部の企業においては、給与形態も同一労働・同一賃金など男女差別をなくす仕組みとなりつつある。

テーマ 10：区長会・町内会の更なる改革が必要

○参考資料：太田まちづくり市民会議の提言に対する回答（2009 年 3 月）

- ・第 1 期まちづくり市民会議の提言に対する回答・実施状況の資料がある（配布済み）
- ・第 1 期まちづくり市民会議の提言に対しての実施状況が不十分
- *第 1 期まちづくり市民会議の実施状況についてフォローを行う。

■当日配布資料

- ①前期行動計画に係る施策指標の実績値
- ②プロセスシート最終評価結果
- ③行政改革に関する取組一覧表
- ④平成 24 年度市民満足度と重要度に関するアンケート調査結果
- ⑤太田市まちづくり基本条例第 10 条「参画への保障」に係る取組事例
- ⑥市単独補助金一覧

○上記各資料に係る委員の疑義又は所見については、次会議において議論を行うこととしたい。【事務局】

■次回会議

第 5 回まちづくり市民会議

【日時】8 月 22 日（木）午後 7 時～

【場所】太田市役所 10 階 政策推進会議室

第3期まちづくり市民会議（第5回）議事録

■日 時 2013年8月22日（木） 午後7時～午後8時45分

■場 所 太田市役所 10階 政策推進会議室

■出席者 委 員 福島会長、青木委員、川原委員、中本委員
事務局 高橋課長、前原係長、富岡係長代理

【目 的】

- ・テーマ概要に基づき、添付資料の内容の確認及び評価を行うことにより
条例改正の必要性有無を検討する。

【会議概要】

1. 事務局からの報告事項

(1) 委員辞退の申出に係る対応について

- ・石川、小平両氏から当該市民会議委員の辞退申出に対して、本人の意志に基づき辞退を受け入れる。
- ・設置要綱に基づく補欠委員については、会議の進捗、委員の理解度から見て補充はしないこととする。
- ・上記については、福島会長と協議の上、対応することとした。

2. 協議事項

(1) 検討テーマ等(1項～6項)の検討結果の確認について

■第4回会議において協議を行った検討テーマの結果について確認を行った。

テーマ1: 第10章・第28条「危機管理」

○大規模災害・不測の災害（感染症、テロ等）が発生した場合の備え、市の役割の明確化

【確認事項】

- ・多岐にわたる防災計画が構築されているが、未曾有の災害では機能していなかった。
- ・災害時の避難場所について、行政として定期的に市民あてに避難場所を知らせることと併せて訓練の必要がある。

テーマ2: 第11章「やさしさと思いやりのあるまちづくり」

○市総合計画の基本目標である「教育文化の向上」との整合性

○地域産業が求める人材の育成・国際化・グローバル化に対応した教育推進

【確認事項】

- ・現状の推移を見守ることとする。

テーマ 3：第 12 章・第 33 条「活力のある豊かまちづくり」

- 「ものづくり（産業）のまち」「ものづくり力」を一層伸ばしていく姿勢を条例に明記
- 観光資源をいかすまちづくりに係る条の新設

【確認事項】

- ・ものづくり研究機構の活動として、中小企業の技術の底上げに貢献しようとしている。今後は、新技術開発支援など企業ニーズへの対応が課題となる。
- ・第 2 期まちづくり市民会議の提言である「観光振興」については、提言に対して 55%の実施率となっていることから、現状の推移を見守ることとする。

テーマ 4：議会基本条例の制定

- 第 1 期まちづくり市民会議の提言を受けて「議会改革調査特別委員会」が組織されていることは評価するが、本来の課題である「議会基本条例」の制定に向けスタートすべきである。

【確認事項】

- ・まちづくり市民会議メンバーと議会改革特別委員会委員との意見交換の場を設けたい。
- ・意見交換を行うにあたり、市民会議メンバーで議会基本条例の理解を進めるため、理解向上の要旨を作成する。

テーマ 5：第 2 章・第 6 項「男女共同参画に向けたまちづくりに総合的に取り組む」

- 市役所内の人事にいかん反映されているか、部課長の登用実績は？
- 男女共同参画の実現、子育てと子供にやさしいまちづくり

【確認事項】

- ・現状の推移を見守ることとする。

テーマ 6：区長会・町内会の更なる改革が必要

【確認事項】

- ・第 1 期まちづくり市民会議の提言に対しての実施状況が不十分であることから、実施状況についてフォローを行う。担当課の意見を聞くことも考えたい。

(2) 検討テーマ等のテーマ毎の検討及び方向付けについて

テーマ 7：住民投票

- 「市政にかかわる重要事項」とは、これまでに「住民投票」にかける重要事

項はなかったのか

○住民投票の制度化

- ア. 条例上の制度であり、投票結果自体に法的拘束力がない
- イ. 結果的に賛成か反対しかなく、民意が的確に反映されにくい
- ウ. 政治の安定性・効率性を阻害しかねないことになる

- ・住民投票の制度は外国人参政権を助長するものとなるのではないか。
- ・条例第 21 条第 3 項では、「市長は、住民投票で得た結果を尊重しなければならない」としている。表現が強すぎるので、「尊重することができる」といった表現に見直してはどうか。
- ・住民投票自体には法的拘束力はないのであるから、現状の表現で違和感はない。
- ・住民投票を行う場合には事案ごとに、投票権者を規定した条例を定めることから、この会議では外国人の参政権は切り離して議論するべきである。
- ・現状の推移を見守っていくべきであると思うが、次回の会議で欠席委員の意見を確認し最終的に判断する。

テーマ 8：安全で安心して暮らせるまちづくり

○第 1 期まちづくり市民会議の提言「安全・安心で快適に暮らせるコンパクトなまちづくりの提言」の実現

○中心市街地の空き家空き地の増加の懸念

- ・太田市全体では、他市町村と比較して比較的バランスのとれたまちとなっているように見えるが、地域によっては人口バランスに歪が生じている。
- ・太田病院移転後の跡地利用が決まっていない状況である。スーパーの誘致を検討しているようであるが、地域の高齢化により購買力が弱いと見て大手スーパーは手を上げてくれない。中心市街地の人口減少によるドーナツ化が顕著になっている。
- ・大規模な住宅団地の整備は、太田市への受け皿としては必要であった。今では、高齢者が多い街となっている。
- ・太田市都市計画マスタープランにある中心拠点、生活拠点の定義付けを明確にしていきたい。そういった拠点に人を増やし、老若混在するまちづくりを提言できないか検討したい。
- ・まちづくりには、長期的な考えを持つことが必要である。民間に任せておくばかりでなく、行政が中心となってまちづくりをどうしていくのか確認することが重要である。

テーマ 9～11：第 5 章財政、第 6 章評価、参画への保障

○財政健全化と財務状況、特に「①交付金 ②助成金 ③委託金 ④負担金

- ⑤補助金」の実態（使用目的と支出先）を的確に市民と共有する
- 事業評価については、積極的に外部評価を導入・推進
- 条例制定後6年経過する中で、制度化や事業課が具体的に進んでいないものの検証
- 添付資料：平成24年度 市単独補助金一覧表
前期行動計画に係る施策指標の実績値結果
平成24年度プロセスシート最終評価結果
行政改革に関する取組一覧表（平成25年6月）
“市民の目線”は今
～平成24年度満足度等アンケート調査結果～

- ・「前期行動計画に係る施策指標の実績値結果」：施策名と施策指標との関係が不明な項目、施策指標が重複しているものが見受けられる。
- ・「プロセスシート最終評価結果」：評価の内容についての確認はできないが、管理サイクル（P・D・C・A）を機能させようとする仕組みづくりは評価できる。継続的な改善の実施が課題となる。
- ・「行政改革に関する取組」：成果の把握・公表・評価の継続することが大切である。今後は業務改善・最小限の人員による効率化に取り組む必要がある。
- ・「満足度等アンケート調査結果」：毎年の比較・データの変化に着目し、施策の改善に取り組むべき。
- ・「参画への保障」：市民意見公募については市民の関心もいまひとつであるが、継続していかなくてはならない手続きである。
- ・市民会議継続の戦略づくり、市民に「まちづくり基本条例」に関心を持っていただくか、継続的な啓蒙活動が必要である。まちづくり基本条例の周知徹底について提言を検討していきたい。
- ・補助金については、平成24年度実績199件が実行中であるが定期的な見直しを行う必要がある。
- ・補助金は、太田市の諸条例等に合致しているのか。何に則って判断しているのか明確化してほしい。
- ・財政については数年前から比べると分かりやすい資料となっているが、より分かりやすいものにしてもらいたい。市民に分かるように説明できなければならない。
- ・健全な財政運営に係る提言を検討していく必要がある。

（これまでのまとめと、今後の方向性について）

- ・太田市まちづくり基本条例の変更については、大きな変更の必要性は認められない。
- ・次回以降は、
 - ① 「安全・安心して暮らせるまちづくり」コンパクトなまちづくりを目指して。

- ② 財政の改革「次の世代に大きな負担を残さない、財政健全化と財務状況を的確に市民と共有する」市民とともに痛みを共有する改革提言
以上2項目の提言について検討する。

■次回会議

第6回まちづくり市民会議

【日時】9月26日(木) 午後7時～

【場所】太田市役所10階 政策推進会議室

第3期まちづくり市民会議（第6回）議事録

■日 時	2013年9月26日（木） 午後7時～午後9時
■場 所	太田市役所 10階 政策推進会議室
■出席者	委 員 福島会長、石倉副会長、青木委員、川原委員、瀬下委員、 中本委員 事務局 高橋課長、前原係長、富岡係長代理

【目 的】

- ・前回までの議論の確認及び今後の提言書作成に向けての検討テーマについて各委員において共通認識を持つ。

【会議概要】

3. 協議事項

(1) これまでの議論の確認について

■ 第5回会議における協議結果について確認を行った。

- ・太田市まちづくり基本条例の変更については、大きな変更の必要性は認められない。
- ・今後の方向性は、次の2項目の提言について検討する。
 - ③ 「安全・安心して暮らせるまちづくり」コンパクトなまちづくりを目指して
 - ④ 財政の改革「次の世代に大きな負担を残さない、財政健全化と財務状況を的確に市民と共有する」市民とともに痛みを共有する改革提言

(2) 今後の検討課題の確認について

■ 行政施策の確認とフォロー

○ 大規模災害の備え(いざとした時の自分の避難場所は?)各行政区単位での避難場所の明確化

- ・自分の避難場所が分からない。市では太田市防災マップや太田市民のための危機管理行動マニュアルを策定し避難場所等を示しているが、市民の目に届いていない。
- ・地区ごとに避難場所は定められているが、行政区ごとには決められていないことから、行政区単位ではどのように対応すべきか市と区長会とで協議の場を設ける必要がある。

■ 第1期まちづくり市民会議の提言内容のフォロー

○ 議会基本条例制定に向けて

- ・議会基本条例制定までのスケジュールについては、議会改革調査特別委員会において、現在の議員の任期中に議会基本条例の制定を目指すこととしている。
- ・平成25年2月13日に当該委員会の活動内容・検討結果が報告されているが、今後の会議の進め方についての確認として、委員会における決定事項の実施にあたっては、「委員会での全会一致を基本、会派代表者会議、議会運営委員会、全員協議会での承認を必要とする」となっている。未だ全議員の賛同が得られていないようであるので、我々で後押ししていかなければと考えている。
- ・議員に議会基本条例の制定についてアンケートを取るのも良いのではないか。
- ・現在進行中の特別委員会であるので、こちらから意見を出すのはいかなるものか。また、アンケート実施した場合には結論が出ないものでは意味がない。結論を見なければならぬ。
- ・まちづくり基本条例の啓蒙として市民、区長会及び市議会に対してアンケートを取ることも必要である。また、アンケート結果についてはまとめて公開するのが良い。
- ・提言については、「制定してくれ」より、進めているものに対しての後押しが良い。年内に特別委員に対してアンケートを行いたい。アンケート内容については、正副会長において素案を作成したい。その後、市民会議に示したい。

■ 提言書作成に向けての検討テーマ

○ 都市計画マスタープランの見直しと、暮らしやすいコンパクトなまちづくりの実現

- ・中心市街地の空洞化が各地で顕著に見られるようになった。これは本市も例に漏れず中心市街地の空洞化は大きな課題である。
- ・一つは、郊外への大規模住宅団地の造成が挙げられる。しかし、現在ではそこが高齢化している。
- ・コンパクトなまちとは、歩いて暮らせるまちのことではないかと考える。
- ・太田地区には商店がなくなってしまった。商売をやっていた人に聞くと、消費者が便利を取って郊外のスーパーを選んだ結果、地元の商店が衰退し逆に不便になったということである。元に戻すことは難しいが、魚屋があり八百屋があるまちにするのが理想である。
- ・地域で地元の店舗を積極的に利用するべきである。多少高くても利用するといった意識を持つことも大切である。
- ・太田市の人口は微増であり全体で見ると良いまちであるが、個別の地区を見ていくと人口のバランスが悪い地区がある。
- ・空き地、空き家の活用が大事である。そう言ったところに若い人たちが安い値で入れるような策が必要である。高齢者だけでは街は活性化しない。
- ・空き家を改修して、若者が入ってきている例もあり、若者が徐々に入ることで、街に変化が生まれるのではないか。
- ・前橋市ではシャッター通りとなったところを学生に安く貸すことで賑わいをつくろうとしている。

- ・各自治体がもがきながらまちの活性化について考えている。太田市ではその意識がまだまだ高くない。
- ・地区内に商店がなくなった地区では、移動手段のない一人暮らしの高齢者は大変である。おうかがい市バスを運行しているが根本的な対策ではない。街のあるべき姿を見てまちづくりを行ってほしい。
- ・従来のやり方ではだめである。民間との連携により地域に出ていく施策を考えなくてはならない。

○ 次世代に大きな負担を残さない財政改革 補助金などの内容公開と定期的な見直し検討の実現

- ・受益者負担を考えていくことが必要である。利用者は全体の一部であることから、受益者に負担してもらうことは必要である。
- ・次世代への負担を考え、痛みを共有する意識が必要である。

※上記2案件については、次回会議から提言書としてまとめていきたい。

※今回議論できなかった「町内会と区長会運営の改革提言」についてのフォロー検討について次回の会議で検討する。

■ 次回会議

第7回まちづくり市民会議

【日時】10月17日（木）午後7時～

【場所】太田市役所10階 政策推進会議室

第3期まちづくり市民会議（第7回）議事録

■日 時	2013年10月17日（木） 午後7時～午後9時10分
■場 所	太田市役所 10階 政策推進会議室
■出席者	委 員 福島会長、石倉副会長、青木委員、川原委員、中本委員 事務局 高橋課長、富岡係長代理

【目 的】

- ・ 検討テーマの提言に向けた内容確認、可能性について協議を行う。

【会議概要】

1. 協議事項

(1) 今後のタイムスケジュールについて

- ・ 提言書提出までのスケジュールの確認を行った

(2) 「町内会・区長会運営の改革提言」の評価確認について

- ・ 第1期まちづくり市民会議提言に対する第2期まちづくり市民会議におけるフォロー後の現状について確認する。
- ・ 第2期のフォローで担当課から回答を得ているが、実態としてできていないところが見られる。第3期としてもフォローしていくこととする。
- ・ 区長の選出方法が地区によって様々な方法が取られているようである。実際には大変かもしれないが、統一した選出方法（選挙等）が必要ではないかと考える。
- ・ 区長のハードルを上げると、なり手がいなくなるのではないかと危惧する意見を現職の区長から伺った。
- ・ 正副会長で、担当課にヒアリングを実施したいと考えている。次回の定例会までに実施し、会議の中で報告したい。（全委員が了承する）

(3) 「財政健全化実現のための提言」の検討について

- ・ 健全財政の維持と更なる改革により各種団体に対する補助金等が無駄なく活用されることを望んでいる。
- ・ 「交付金・助成金・委託員・負担金・補助金等」について、支出目的・支出先・金額などの現状を市民に情報公開し、関係団体に所属している市民と痛みを分かち合い、次世代の負担の軽減となるような提言をしたい。
- ・ 内容を分析して指摘することは難しいので、現状をオープンにさせていただくような提言が良いのではないかと。

- ・本来、使わなくても良い事業に使われていることもあるのではないかと考える。
- ・まちづくり基本条例が施行されてから、財務状況の市民への説明は分かりやすく非常に透明性の高いものとなっている。

(4) 「コンパクトなまちづくりについての提言」の検討について

- ・中心市街地は商業施設のみならず、公共施設（警察署、消防署等）なども広い土地を求めて郊外に移転してしまった。この傾向は現在も進んでいる。
- ・このことが、空き家・空地の増加を招き、人口減少、超高齢化地域の出現となった。
- ・歩いていける範囲を生活拠点と捉え、コミュニティの再生や住みやすいまちづくりを目指し、生活拠点の年齢別構成のバランスの取れたまちを模索したい。
- ・「コンパクトな都市」とは、「都市を小さくする」ことではなく、概念的には「質の高い生活空間を充足し、中身を濃くすることだ」と考えている。
- ・郊外への大規模な住宅団地の整備ではなく、サイズの小さいものにすべきである。
- ・太田市全体の空き家は8%程度、これをうまく活用することを考えないといけない。他市の例であるが、空き家を積極的に活用しているところがある。空き家を改造可能とし、定住者を増やす施策を行っている。
- ・北口再開発は現状として進んでいない。商業施設を誘致するにも地域の購買力がないたため商売が成り立たないようである。
- ・全世代を対象とするのではなく、ある一定の世代を対象とした店舗が良いのではないかと。例えば、シルバー世代を対象とした店舗などである。

(5) 提言書作成に向けての検討

- ・「財政健全化実現のための提言」及び「コンパクトなまちづくりについての提言」の2本について提言書としてまとめるか、次回の会議で結論付けたい。
- ・委員それぞれが提言に係る意見書を10月31日までに事務局宛に提出
- ・意見をまとめ、次回定例会前に各委員へ報告する。事前に内容の確認をお願いしたい。

(6) 議会基本条例制定に向けた議員アンケートの検討について

- ・資料を確認し、提言に係る意見書と同様に、10月31日までに意見書を提出する

■次回会議

第8回まちづくり市民会議

【日時】11月21日（木） 午後7時～

【場所】太田市役所10階 政策推進会議室

第3期まちづくり市民会議（第8回）議事録

■日 時 2013年11月21日（木） 午後7時～午後9時00分

■場 所 太田市役所 10階 政策推進会議室

■出席者 委 員 福島会長、石倉副会長、青木委員、中本委員
事務局 高橋課長、前原係長

【目 的】

- ・ 検討テーマの提言に向けた内容確認、可能性について協議を行う。

【会議概要】

1 事務局からの報告事項

(1) 委員意見に係る対応について

- ・ 一部委員からのまちづくり市民会議運営に係る文書による申出（出席を自粛したい）が提出されたが、現在の検討日程確保を優先することとし、出席については当該委員の意思を尊重することとし、その主旨を文書による回答で行うこととして、回答文書の内容を確認し了承した。

2 協議事項

(1) 町内会と区長運営についての改革提言のフォロー確認結果報告

- ・ 正副会長により所管課（市民生活部地域総務課総務管理係）ヒアリング実施（2013. 11. 17）結果を報告するもの
- ・ ヒアリング項目は以下のとおり。
 - 第1期まちづくり市民会議提言について
 - 提言項目に係る実施状況について
- ・ 提言に対し反映されていた項目は、（町内会に決算書の提出を実施させた）この1点のみであった。
- ・ その他の項目で、（実施した・実施を要請した）との実施状況については、実際には実施していないことが判明した。
- ・ 現状を把握するうえで、ヒアリングは有効であった。
- ・ 所管部門として、「自治会ハンドブック」を4月発行の日程で作成中とのことであるが、この内容については、区長会・市民の意見を反映させ（市民会議のようなもの）で検討・作成されたいと注文を付けた、その場合発行がのびることになる。
- ・ 今後、この「自治会ハンドブック」作成活用していくことについては、大いに期待したいので注視したい。

(2) 議会基本条例制定に向けた議員アンケートの骨格の検討について

- ・設問「Q3 議会基本条例は必要だと思えますか？」を「Q3 議会基本条例の制定についてどう思えますか？」に、併せて回答を「□必要 □不必要 □どちらともいえない」に改めたい。【委員了承】
- ・当該アンケート案にて、議員あてにアンケートを行う。
- ・アンケートの提出時期・提出先については、議会事務局と事務局で調整していく。

(3) 第3期まちづくり市民会議としての提言書の骨格検討について

会長より提出された「提言書の作成案」について検討した。

- ・骨格案として下記のとおりとする。【委員了承】
- ・骨格構成
 - 1 提言にあたって(まえがき)
 - 2 太田市まちづくり基本条例の検証
 - (1) 各委員からの疑念とその検証
 - (2) 基本条例変更の結論
 - 3 提言骨子
 - (1) 太田市の全町人口階層データによる分析検討
 - (2) 今から備えるべき将来の課題
 - 4 提言書
 - (1) 次世代に大きな負担を残さない財政健全化実現のための提言
 - (2) コンパクトなまちづくりの必要性とその目標に向かっての提言
 - 5 第1期まちづくり市民会議の提言書のフォロー
 - (1) 町内会・区長会の改革提言に対するフォロー
 - (2) 議会改革基本条例の制定に向けての提言に対するフォロー
 - 6 添付資料
- ・提言書骨格の1項～3項までのたたき台の説明があり、次回の会議で結論を出していくこととした。
- ・12月及び1月にて提言のまとめを行い、2月に最終決定し、3月に提言書の提出を市長あてに行うこととする。
- ・会議の効率化を図るため、次回よりプロジェクターを準備し、パソコンを持ち込み、全員で文書の作成にあたる。
- ・プロジェクターは事務局準備・パソコンは会長持ち込みとする。

3 その他

(1) 第9回会議計画

- ・提言及び骨子の検討
- ・未定であった1月以降の会議日程を下記とする。

○2014年1月16日(木)19:00～、
2月20日(木)19:00～、
3月19日(水)13:30～(提言書の市長への提出)

■次回会議

第9回まちづくり市民会議

【日時】12月19日(木)19:00～

【場所】太田市役所10階 政策推進会議室

第3期まちづくり市民会議（第9回）議事録

■日 時 2013年12月19日（木） 午後7時～午後9時00分

■場 所 太田市役所 10階 政策推進会議室

■出席者 委 員 福島会長、石倉副会長、青木委員、中本委員
事務局 高橋課長、前原係長

【目 的】

- ・第3期まちづくり市民会議としての「提言書」の検討を行う。

【会議概要】

1 協議事項

(1) 議会基本条例制定に向けた議会との意見交換の報告

- ・2013.12.16（月）に実施した議長及び副議長等との意見交換会結果を報告するもの
- ・現議会議員任期中に当該基本条例を策定するとの回答を議長から得られたため、予定していた議員あてアンケート実施は見送ることとする。【委員了承】
～詳細は、摘録を参照

(2) 第3期まちづくり市民会議としての提言書の検討

①提言にあたって

- 1 提言にあたって(まえがき)
 - 2 太田市まちづくり基本条例の検証
 - (1) 各委員からの疑念とその検証
 - (2) 基本条例変更の結論
- ・表現方法又は字句の整理

②提言の骨子

- (1) 太田市の全町人口階層データによる分析検討
 - (2) 今から備えるべき将来の課題
- ・表現方法又は字句の整理
 - ・西暦表記を平成表記に改める。
 - ・「骨子」という表現が適切か否か次回会議にて再度協議を行う。

③提言書

- 「1 次世代に大きな負担を残さない財政健全化実現のための提言」
- ・表現方法又は字句の整理

2 その他

(1) 第10回会議計画

- ・提言書項目「コンパクトなまちづくりの必要性とその目標に向かったの提言」から協議を行う。
- ・12月及び1月にて提言のまとめを行い、2月に最終決定し、3月に提言書の提出を市長あてに行うこととする。

○2014年1月16日(木)19:00～、

2月20日(木)19:00～、

3月19日(水)13:30～(提言書の市長への提出)

■次回会議

第10回まちづくり市民会議

【日時】1月16日(木)19:00～

【場所】太田市役所10階 政策推進会議室

第3期まちづくり市民会議（第10回）議事録

■日 時	2014年1月16日（木） 午後7時～午後9時
■場 所	太田市役所 10階 政策推進会議室
■出席者	委 員 福島会長、石倉副会長、青木委員、瀬下委員、中本委員 事務局 高橋課長、前原係長、富岡係長代理

【目 的】

- ・第3期まちづくり市民会議としての「提言書」の検討を行う。

【会議概要】

1 協議事項

(1) 第3期まちづくり市民会議としての提言書の検討

① 前回の会議での決定事項の修正などの意見の確認

- ・特に各委員からの意見はなし、したがってここまでの提言書内容は決定する

② 提言の骨子

- ・「骨子」という表現について事務局で案を出してもらいたい

③ 提言書

「2 コンパクトなまちづくりの必要性と、その目標に向かった提言」

【コンパクトなまちづくりの考え方】

- ・「コンパクトなまち」とは、「人口を集中させる」のではなく「都市機能を集中させる」ということではないか。都市機能を集中させることで、そこに人が集まってくるのだと考える
- ・なぜ「コンパクトなまちづくり」を提言するのかを明確にするべき
⇒行政サービスにかかるコストが低減できるなど表記できないか

【コンパクトなまちの範囲】

- ・具体的な数値ではなくファジーな表現とする。
- ・徒歩、自転車等で日常生活が可能な範囲

【まとめ】

- ・コンパクトなまちづくりの定義
 - 1) 都市機能を集中させる
 - 2) そのことが効率的な行政サービスにつながる
- ・コンパクトなまちづくりの要件
 - 1) 徒歩・自転車等で日常生活が可能なまち（学校・保育園・幼稚園・病院・

- 商店・行政機関・福祉施設等) がバランスよく配置されている
- 2) 生活拠点と商業拠点・救急医療拠点・公共拠点・中心拠点との公共交通手段を構築し、市民の足としての役割を担う
 - 3) バランスの取れた年齢別人口階層比率になっていて、適度な人口密度を維持できている
 - 4) 公園や緑地が適度に配置され、ゆったりとした空間が存在する

- ④ 第1期まちづくり市民会議の提言書のフォロー
- ・町内会・区長会改革提言に対するフォロー
 - ・議会基本条例制定に向けての提言に対するフォロー

- ⑤ 第3期まちづくり市民会議を終了して
- ・市民会議の反省、継続への課題及び今後の進め方等については提言書にはなじまない
 - ・事務局に対しての意見としてまとめた

2 その他

- (1) 提言書項目の所管部門との意見交換及び回答書提出について
 - ・提言書を市長に提出する前に、所管部門と意見交換を実施する
 - ・意見交換の時期は次回会議(2/20)の1週間前までに行いたい。事務局にて日程調整を行う
- (2) 次回の会議内容
 - ・提言書の様式に整えたものを事務局で用意する

■次回会議

第11回まちづくり市民会議

【日時】2月20日(木)19:00~

【場所】太田市役所10階 政策推進会議室

第3期まちづくり市民会議（第11回）議事録

■日 時 2104年2月20日（木） 午後7時～午後8時15分

■場 所 太田市役所 10階 政策推進会議室

■出席者 委 員 福島会長、石倉副会長、中本委員
事務局 高橋課長、富岡係長代理

【目 的】

- ・第3期まちづくり市民会議としての「提言書」の内容確認を行う。

【会議概要】

1 協議事項

（1） 提言書の内容確認

- ・事務局から提言書の表示方法、修正箇所について説明を行う
- ・確認事項について検討を行った

① 「Ⅰ 提言にあたって」

- ・内容の修正なし
- ・委員一同または代表者名のいずれかにするかは、委員一同とする

② 「Ⅱ 太田市まちづくり基本条例の検証」

- ・1 各委員からの意見書に基づく検討テーマについて、11 テーマとその概要を記載することで、検討内容を明確化する
- ・2 基本条例変更の結論については、添付資料を本文として入れ込む

③ 「Ⅲ 提言書の骨子」

- ・「骨子」の表現はそのまま使用する
- ・町別人口階層データ分析の（1）、（2）については、理由を明確にする必要があるため、下記文言とする。

（1） 極端な人口減少が進み、20年30年後まで存続できそうもない町・・・

（2） 極端な人口減少が進み、30年40年後まで存続できそうもない町・・・

- ・上記データ分析グラフを添付資料に加える

④ 「Ⅳ 提言」

- ・現状と課題、提言（1）あるべき姿、（2）改善策 の表示方法とする
- ・内容は標記通りとする

⑤ 「Ⅴ 第1期まちづくり市民会議の提言のフォロー」

- ・内容の修正なし

⑥ 「Ⅵ 設置要綱、会議開催状況及び委員名簿」

- ・2/14 提言に対する所管部門との意見交換の欄 福島会長が作成する

⑦ 「Ⅶ 添付資料」

- ・上記確認事項の検討に基づく修正を行う

(2) 市長への提言書提出時の説明要旨

- ・当日の流れについて整理を行った

(3) その他

- ・提言書については、製本を各委員へ送付する。最終的な内容の確認をしていた
　　だく。

■次回会議

市長への提言書提出

【日時】 3月19日（水）13：00 集合

【場所】 太田市役所 10階 政策推進会議室

【提言書提出】 13：30～

町内会・区長会の改革提言（第1期まちづくり市民会議）フォロー確認会議（摘録）

■日 時	2013年11月7日（木） 午後1時30分～午後3時30分
■場 所	太田市役所 10階 政策推進会議室
■出席者	まちづくり市民会議 福島会長、石倉副会長 地域総務課 成塚参事、坂庭補佐、浅野主査 事務局（企画政策課）富岡係長代理

【目 的】

- ・町内会・区長会の改革提言に対する行政からの回答、その後のフォローが行われたが、その実行状況に疑念を持ったため、所管部門に対して実行状況の確認を行うこととした。

【確認項目】

1. 第1期まちづくり市民会議の提言について

（地域総務課）

- ・提言及び回答の内容について確認している。また、課内での水平展開を実施している。

（市民会議）

- ・第1期まちづくり市民会議では提言のほか、太田市まちづくり基本条例の一部見直しについて答申し、町内会活動の参加を促すものに改正を行っている。
- ・町内会・区長会の実行状況が基本条例と合致していないのではないかと危惧している。
- ・まちづくり基本条例が太田市の基軸となっているので、整合性を持つことが大事である。

（地域総務課）

- ・基本条例の見直し（地域コミュニティ）については確認できていなかった。現在、自治会組織の取扱いについては「区長の特別職としての身分について（別紙1）」のなかで示された内容を踏襲している。

（市民会議）

- ・公式な資料ではないと思われる。もう一度位置づけについて確認してもらいたい。

2. 提言に対する回答の実行状況について

（1）町内会について

【提言1】

行政は、最低限の要件を備えたモデル会則などを提示し、会則などの整備状況を確認、改善指導し、平準化を図る。

【実行状況】

- ・自治会ハンドブックを作成しモデル会則を示し、指導していきたい。骨格はできており、4月完成を目指している。

【意見等】

(市民会議)

- ・自治会ハンドブックを作成については評価できるが、作成にあたり市民の意見を聞く場は設定しないのか。例えば検討委員会のようなもの。
- ・ハンドブックには、町内会の意義を入れ込んでもらいたい。また、完成した時点で区長・区長代理に対して研修会の実施をお願いしたい。その際には、まちづくり基本条例、総合計画も併せて説明するべきである。

(地域総務課)

- ・検討委員会の設置については検討させてもらいたい。設置した場合には当初予定していた時期が延びることになる。

【提言 2、3】

「会則」「規定」「予算・決算」「事業計画・報告」について、行政が集約し、情報公開する。

予算書と決算書を行政に報告し、行政は資金使途を把握する必要がある。

【実行状況】

- ・決算書の提出は実施しているが他の報告及び集約は行われていない。
- ・各地区の活動に温度差がある。

(2) 区長会について

【提言 1】

コミュニティのリーダーとしての役割や使命と、区長制度、市政の現状、まちづくり基本条例などの理解を深めるため、区長や区長代理の研修を定期的に実施する。

【実行状況】

- ・事務概要の配布は実施している。ただし、基本条例などの理解を深めるための研修会については実施していない。
- ・研修会については先進地視察を行っている。今年度は自治会加入率を上げている小田原市を視察する予定である。

【意見等】

(市民会議)

- ・加入率が低い原因として、一つが外国人、二つ目がアパート・マンション住民の意識の低さである。

(地域総務課)

- ・外国人についてはデリケートな部分もあり積極的に加入依頼できていない部分もある。

【提言 2】

定例地区会長会議・地区区長会会議などが、行政からの一方的な伝達、依頼、文書配布に大部分の時間が割かれている現状を改善して、地域の諸課題やあるべきまちづくりについて、議論したり、行政に提言したりする場に改革する。

【実行状況】

- ・定例区長会議では、各地区の情報交換や意見交換を設けて地区区長会議で問題になった諸問題なども討議している。

【意見等】

(市民会議)

- ・情報交換の場を設けてもらいたい。
- ・地区の中で意見を吸い上げて、それを区長会議に上げる仕組みを事務局として作り上げてもらいたい。
- ・一度で出来上がるものではないので、何回かやってみて完成させてほしい。

(地域総務課)

- ・諸問題を討議することで、意見交換が活発になった。

【提言 3】

区長会は、地域の課題や改善策などを検討し、情報公開、運営の透明性を高めるために、区長と区長代理の出席のもとで実施する。

【実行状況】

- ・両者出席 13 地区、区長のみ出席 3 地区

【意見等】

(地域総務課)

- ・地区によって考え方がある。全地区で両者が出席するよう要望していきたい。

【提言 4】

区長会に関する「予算書」「決算書」「事業計画・報告」などについては、情報公開し、透明性を高める必要がある。

【実行状況】

- ・予算書、決算書を提出いただいている。

【意見等】

(市民会議)

- ・一般公開できる内容なのか精査していただきたい。一般市民が見て疑念を抱かないような決算書としてもらいたい。

(地域総務課)

- ・残額については、すべて使ってしまうのではなく戻すことが基本と考えている。そのようなお願いをしている。

【提言 5】

地区区長会の規約や規則の見直しを「あるべき姿」に向けて検討する。

【実行状況】

- ・自治会ハンドブックを作成中、基準を示していきたい

【意見等】

(市民会議)

- ・自治会ハンドブックの作成が大事である。基準を示すことで事務の効率化にもつながるものとする。

市議会と第3期まちづくり市民会議との意見交換会（摘録）

■日 時	2013年12月16日（月） 午後3時～午後4時
■場 所	太田市役所 4階 議会応接室
■出席者	太田市議会 小暮議長、大川副議長 まちづくり市民会議 福島会長、石倉副会長 議会事務局 野村事務局長、小谷野課長補佐、井上係長 企画部 北爪部長、久保田副部長 事務局（企画政策課）高橋課長、前原係長、富岡係長代理

○ 議会基本条例制定に向けた意見交換

（福島会長）

- ・まちづくり基本条例「第4章 参画と協働の市政運営」に基づき「まちづくり市民会議」は設置された。
- ・第1期まちづくり市民会議では9本の提言がなされ、そのうちの1つが市議会に関するもので「議会基本条例制定の提言」として提出した経緯がある。
- ・第3期まちづくり市民会議においても、議会改革の活動について注視している。
- ・議会基本条例の制定に向けた対応として、昨年度から議会改革調査特別委員会（以下「特別委員会」とする。）が設置され、今年度で2年目となるが着々と成果を上げている。過日の「議会報告会」を開催するなど評価すべきものであると感じている。
- ・しかし、議会基本条例の制定には議員の全会一致を前提していることから、全議員の意見を伺いたくアンケートを計画したが、今回、議長、副議長との意見交換の場を設けていただいた。「議会基本条例制定」についての考え方について意見交換を行いたい。

（小暮議長）

- ・議会改革の流れについては、改選前からその考えはあり、先進地視察など実施し、勉強を重ねてきた。平成23年の改選が契機となり、議会基本条例制定の考え方を持つ議員が増えてきた。当初は勉強会としてスタートしたものである。
- ・議会基本条例制定の方法論として、2つ挙げられる。1つは、最初に規範をつくり、議員としてあるべき姿を示していくものである。もう1つは、実践により一つ一つ問題をクリアして、実績を重ねて最終的にそれが基本条例となっていくというものである。
- ・太田市議会としては、後者の方法を基本として活動している。特別委員会では案件について反対するものがあれば、同意が得られるまで話し合うことを基本としている。

- ・議会基本条例の制定については全議員とも異論はなく、賛成の立場である。
- ・議員の中には基本条例制定までにクリアしなければならない問題がまだあると感じている者もいて、特別委員会では、昨年以上に議論が活発になっている。基本条例制定までには、もう少し時間をいただけるとありがたい。

(福島会長)

- ・私たちが危惧しているのは、条例制定までにどのくらい時間がかかるのだろうかということである。改選すると人が変わり、考え方も変わってしまう。全会一致では進まないのではないか。
- ・議会基本条例を制定するという基本原則はあっても議論がまとまらなければエンドレスになってしまう。任期中に策定するスケジュールを示していただきたい。そうすれば、市民も納得できるのではないか。

(大川副議長)

- ・議会基本条例の勉強会発足から3年が経過している。その間に、先行事例の研究、検討項目をクリアして一步一步進んでいる状況である。
- ・各議員の意思統一についても、会派には各委員から報告があり共有を図っている。
- ・他市の条例を参考にすれば条例はすぐにでもできてしまうが、太田市議会では自分たちの意思でつくり上げたいと考えている。

(小暮議長)

- ・今期中につくることが議員共通の認識である。

(福島会長)

- ・いつまでに策定するのかということが疑問であった。しかし、小暮議長が今期中につくるとおっしゃっていただけたので、それであれば十分であると感じている。

(小暮議長)

- ・特別委員会では、強い気持ちを持って委員会を開催している。議会運営委員会も共同歩調でやっている。任期中に策定する方向で考えている。

(石倉副会長)

- ・議会基本条例は市議会の土台となるものと考えている。そのためにも、あるべき姿を示して、それに近づくことが良いのではないか。

(小暮議長)

- ・議会基本条例を策定しても策定しただけで実践していない団体もある。太田市議会は、議会改革を実践して最終的に条例を制定したいと考えている。

(福島会長)

- ・手法はともかく、任期中に策定していただけることのお約束いただけたことで理解できた、策定を楽しみにしている。
- ・議員アンケートは、議会を信頼して任せてほしいとのことなので、実施は見送りたい。

提言書項目の所管部門との意見交換会（摘録）

■日 時	2014年2月14日（金） 午前9時30分～午前11時30分
■場 所	太田市役所 10階 政策推進会議室
■出席者	まちづくり市民会議 福島会長、石倉副会長、中本委員、瀬下委員、高橋委員 財政課 赤坂参事、瀬古係長 都市計画課 薊参事、有本補佐、平賀係長代理 事務局（企画政策課） 高橋課長、前原係長、富岡係長代理

【会議概要】

1. 開会
2. 自己紹介
3. 意見交換

（1）次世代に大きな負担を残さない財政健全化実現のための検討

【結果】

- ・公債費負担比率12%の目標設定から、財政健全化比率（実質公債費比率、将来負担比率）を可能な限り下げる等、提言内容の変更を検討する
- ・市民と痛みを共有する財政改革として、各種団体への補助金等については、その用途等について情報公開（情報の共有化）を求める
- ・各種団体への補助金には、期限を3年としていることを知らしめる必要がある（3年で見直し）

【意見等】

（委員）

- ・法人税を担っている自動車産業も、現在のような好調さが継続するとは考えられないことから、将来的には税収減となることもあり得るので、財政の健全化については長い目で見ることが大事である。
- ・国の指針では公債費負担比率15%を警戒ラインとしているが、太田市の現状は公債費負担比率14.6%である。比較的税収に余裕のある今のうちに、12%となるよう財政改革を実施してもらいたい。
- ・各種団体への補助金が無駄なく使われているのか公開してもらいたい。補助金には3年毎に必要性について見直しをすることになっている。市民に情報公開をすることで、何にどのように使われているのか情報の共有化が出来ることから、市民改革につながると思われる。

(財政課)

- ・20年、30年先を予測することは難しい。5年程度のスパンで、現実に沿った内容を市民に分かり易く説明することが大切であると考えている。
- ・財政指標を注視することは大事である。地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）の施行により、実質公債費比率（公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率）が財政健全化の尺度となっている。本市は平成24年度決算では、8.4%で健全な状態である。（18%以上：制限を受ける許可団体へ移行）
- ・市民会議が指摘する公債費負担比率は、平成20年度決算から平成24年度決算まで横ばいの状態である。国の借金が増えている中、本市は財政改革が上手くいっていると見ることができる。
- ・夕張市の破たん以前は、公債費負担比率を指標としていたが、財政健全化法の施行により実質公債費比率が指標となった。また、具体的な数値目標を立てると単純に事業を行わなければ数値は下がるが、市民サービスは低下することも考えられる。そこで、財政健全化の指標である「実質公債費比率を限りなく下げていく」といった提言が現実的ではないかと考える。
- ・補助金等の考え方については、市としても節約するが、市民も我慢するところは我慢してもらおうといった考え方が必要ではないか。市民会議から提案していただくのが良いのではないか。
- ・市民改革も必要と考える。

(委員)

- ・この時期に財政健全化実現のための提言をしたことには理由がある。好調な自動車産業により税収の増が予想される。これを使い切ってしまうのではなく、第一に借金を返すことを考えてもらいたい。税収が回復したときでないと借金は返せないのではないか。
- ・民間は利益が出たときほど、負担を減らすものである。
- ・市民にも痛みを分かち合う財政改革、そのためには、（各種補助金・委託金・委託金・助成金・負担金）などの定期的な見直し、情報開示が必要ではないか。
- ・急に補助金などの取りやめは困る、中立な立場で意見を言わせてほしい。

(財政課)

- ・土地開発公社に依頼して事業用地を先行取得しているが、一部買戻しが出来ていないものが存在している。いわゆる負の遺産である。そこで、新年度の施策として余裕のあるこの時期に買戻しをすることで、将来の負担を減らすことが重要と判断し予算に反映している。
- ・この買戻しにより、将来負担比率は下がっていくこととなり、財政健全化がより明確な形となる。

・借金自体は返済のルールがあり、一度に簡単に返せるものではない。また、一般家庭であれば収入が増えたら早く返済をすると言った考え方もあるが、市の借金の意味はそう言ったものとは少し違ったものである。例えば、学校建設にも借金をするが、学校は将来にわたり使っていくものであるため、年代間の負担を平等にさせることも考えていかななくてはならない。そのため、一定額を一定の期間に渡り返済していくことで負担が平等になる。

(会長まとめ)

・提言の指標のとらえ方、表現方法を見直すこととしたい。(具体的な数値目標は表記せず、「将来に負担を残さないように、負の遺産を削減していくように、現在の財政状況が良好なうちに改善したい」修正案については、事務局において修正し、次回定例会において検討することとしたい。

(2) コンパクトなまちづくりの必要性とその目標に向けた検討

【結果】

- ・提言書(案)のとおりとする
- ・少子高齢化により、人口の減少、特に労働人口の減少が顕著になることから、これからのまちづくりの目指す方向は、都市機能を集中させたコンパクトなまちづくりが必要である
- ・マスタープランにある各拠点(中心拠点、生活拠点、商業拠点、救急医療拠点、公共拠点)の定義付けを行う

【意見等】

(委員)

- ・人口減少時代に入り、20年、30年後には限界集落となる町が発生することが予想される。人々が安全で快適に暮らせるまちづくりを考えなくてはならない。
- ・マスタープランにある各拠点がどういったものなのか確認したい。
- ・コンパクトなまちとは、人口を集中させることが重要であり、そのためには都市機能を集中させる必要がある。また、公共交通網が重要となることから関係部門との調整の場を設けることも都市計画課の役割である。

(都市計画課)

- ・コンパクトなまちづくりについては課題として認識している。拠点の考え方については、合併後に策定したマスタープランであり各市町のマスタープランを踏襲したものとなっている。
- ・次回マスタープランの見直しについては、群馬県地域マスタープラン(H27年度策定予定)及び市総合計画(H28年度策定予定)との整合性を図る必要があることから、平成29年度に策定し、平成30年度からの計画と考えている。

- ・マスタープランは都市基盤整備のプランであり、方向性はコンパクトなまちづくりである。各拠点の定義付けについては、見直しも含め検討していきたい。

(委員)

- ・分散したまちなままでは、行政コストがかかるまちになってしまう。交通網の確保と共に、今までの政策（郊外への住宅団地整備）を見直す必要がある。
- ・現実として、どのようなまちづくりが考えられるのか。

(都市計画課)

- ・コンパクトなまちづくりの考え方として、既存のストックを活用する方法もあり研究していきたい。
- ・国土交通省でもコンパクトなまちづくりを提唱しており、コンパクトなまちづくりを進める自治体に対して補助メニューが用意されている。

(委員)

- ・20年・30年・50年後にどのようなまちづくりをするのか、する必要があるのか、人口減少が現実として考えられるならば、コンパクトなまちづくりは避けられない、そのために、今年度は、次年度は、南口の開発は、北口の開発はなどの具体的な計画が必要である。
- ・このためには、都市計画課が中心となり、交通政策課などの関係部門と協議し、市民や議員を含めた検討委員会を立ち上げて検討する必要がある。

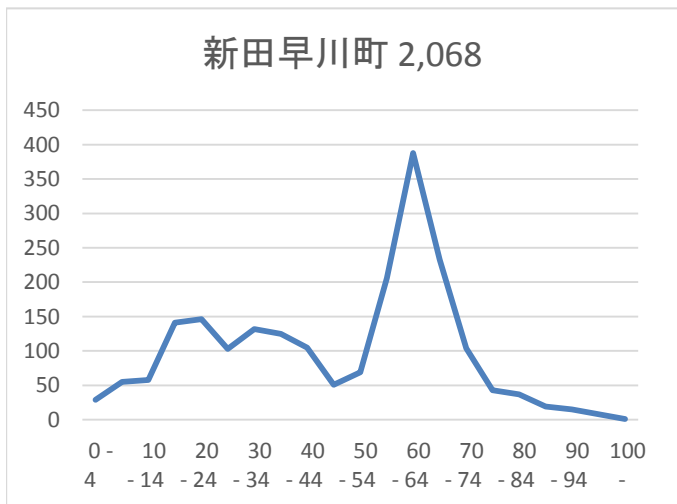
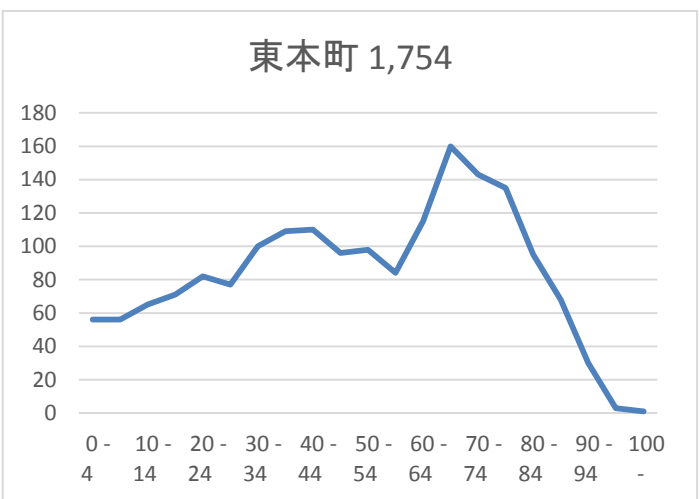
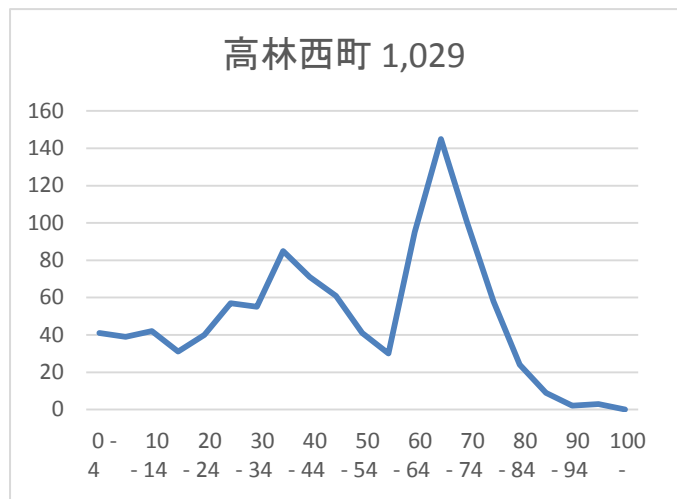
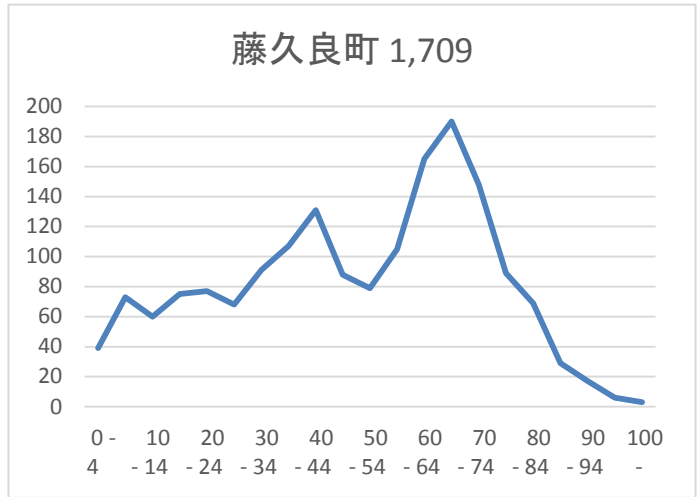
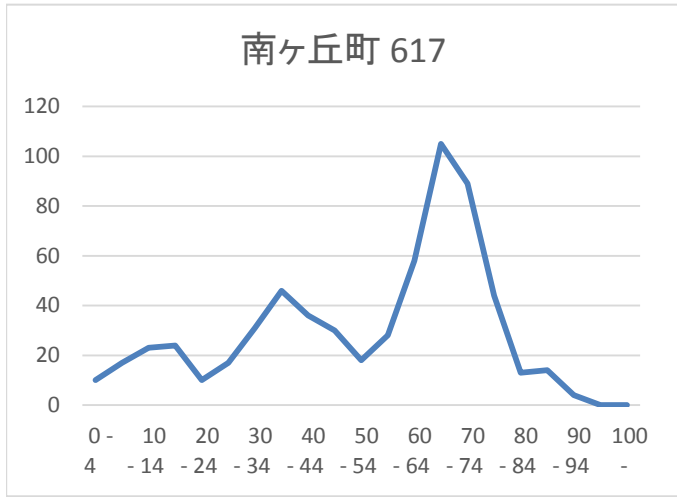
(都市計画課)

- ・長期的なまちづくりの視野に立ち検討を進めていきます。

(会長まとめ)

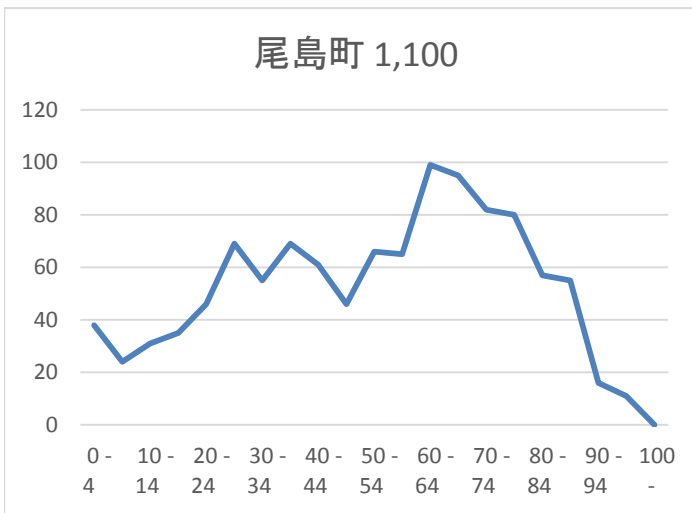
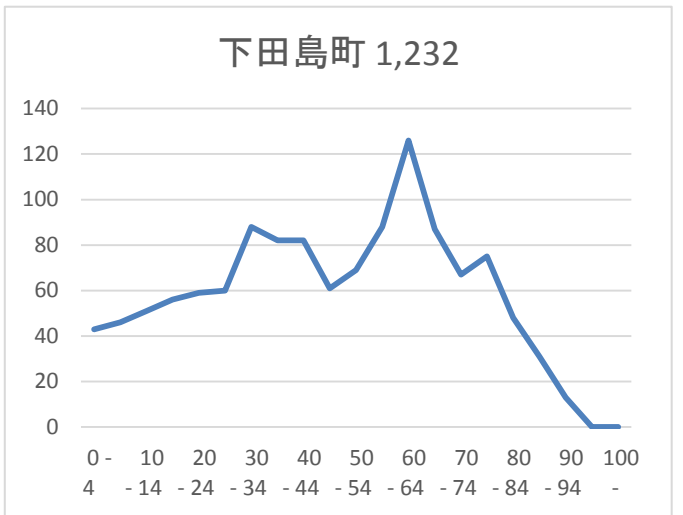
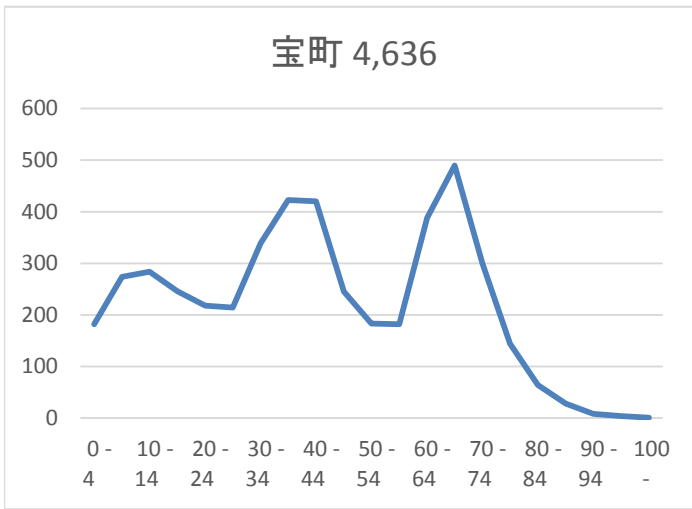
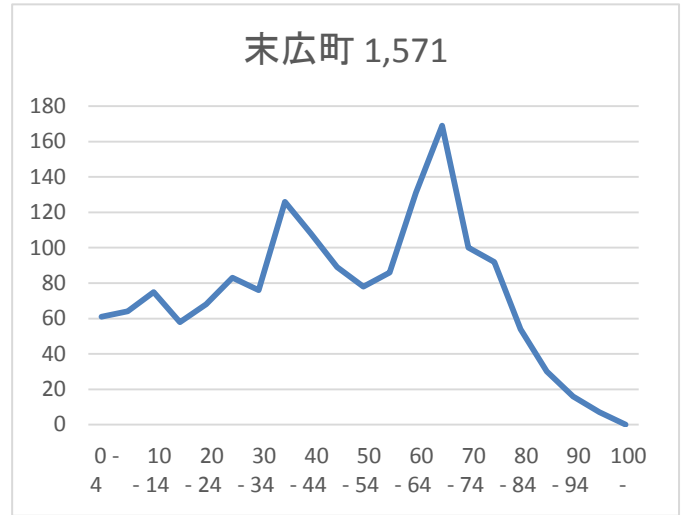
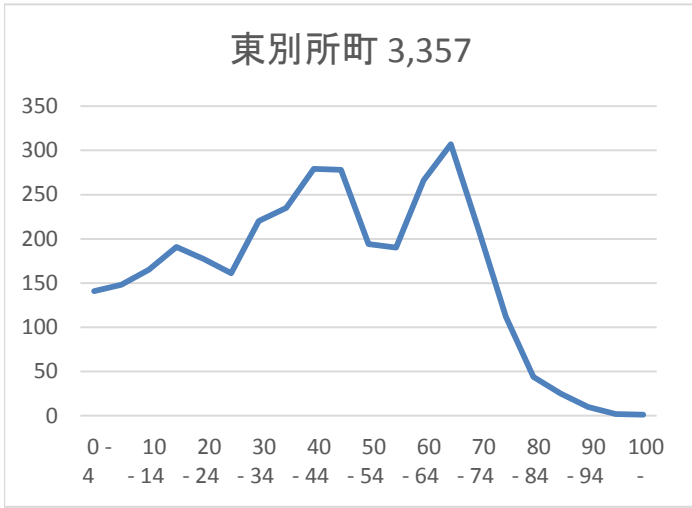
- ・コンパクトなまちづくり、長い目で見たまちづくりの考え方は共通していると確認できた。提言書の内容に修正等を行わないものとする。

(1) 極端な人口減少が進み、20年30年後まで存続できそうもない町



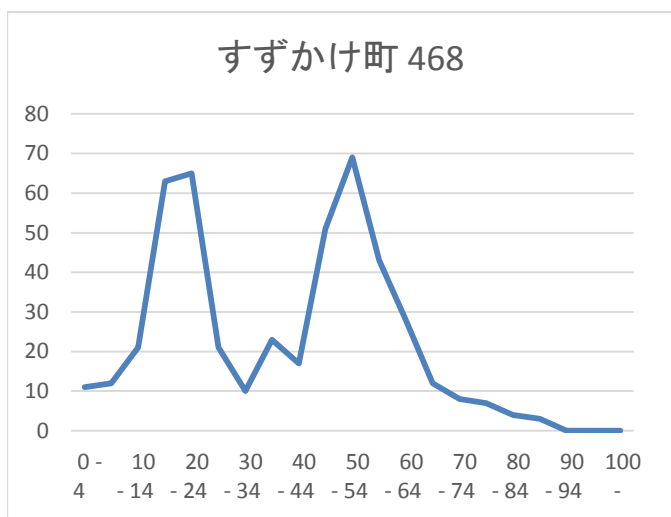
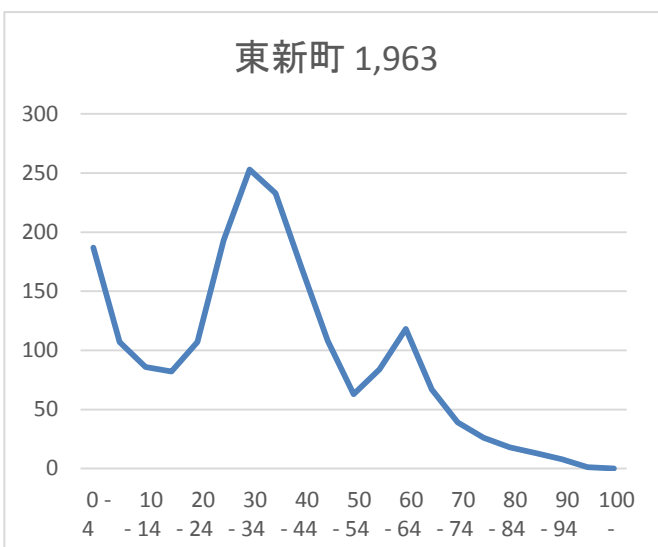
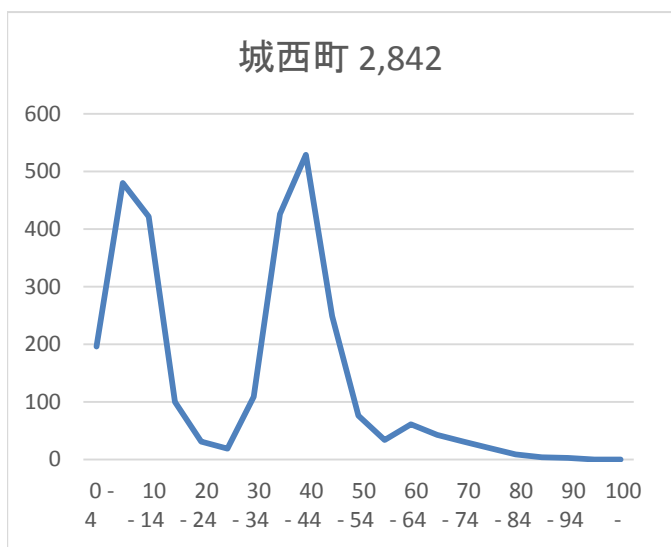
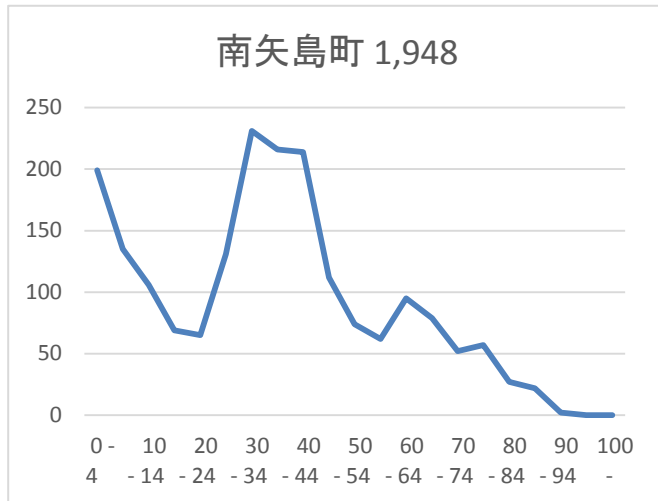
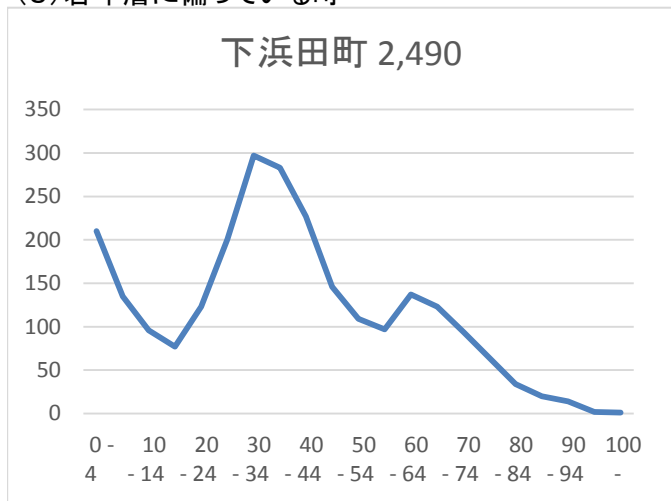
新田早川町 東本町 高林西町 藤久良町 南ヶ丘町 東金井町 高林寿町 徳川町 泉町 強戸町 成塚町
 太子町 新田上中町 長手町 新田中江田町 富若町 緑町 矢田堀町 原宿町 矢場新町

(2) 極端な人口減少が進み、30年40年後まで存続できそうもない町



東別所町 末広町 宝町 下田島町 尾島町 本町 鶴生田町 米沢町 吉沢町 沖之郷町 古戸町
 大館町 丸山町 石橋町 上強戸町 出塚町 安養寺町 前島町 上田島町 菅塩町

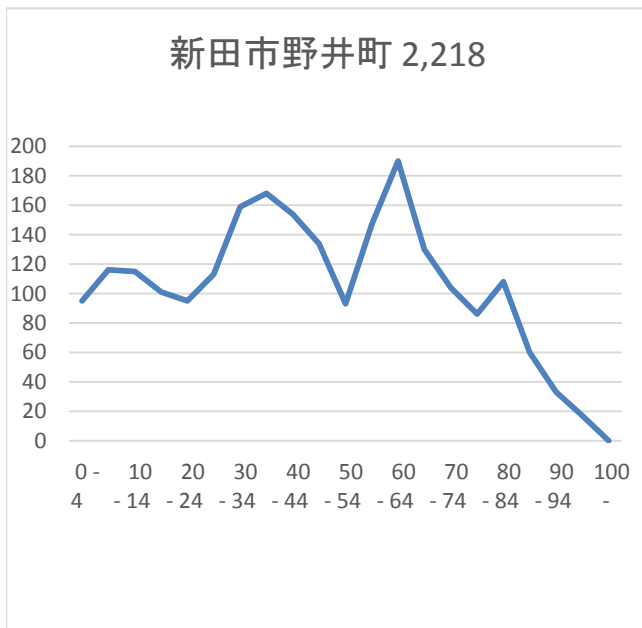
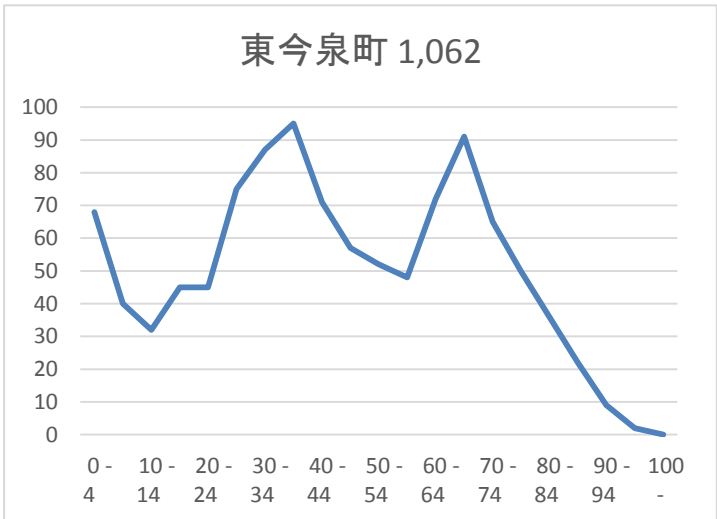
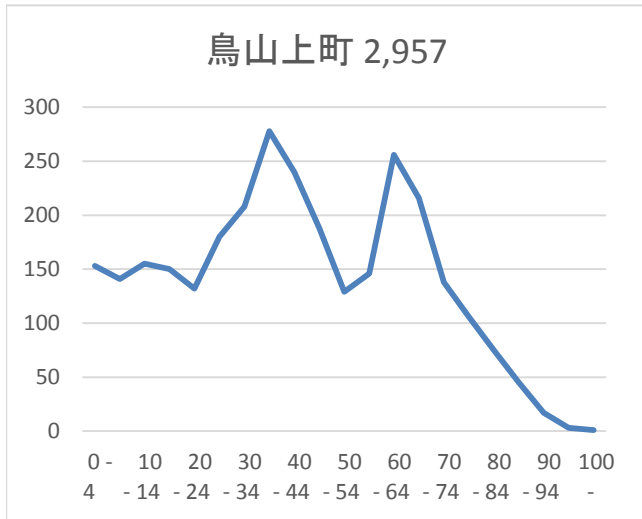
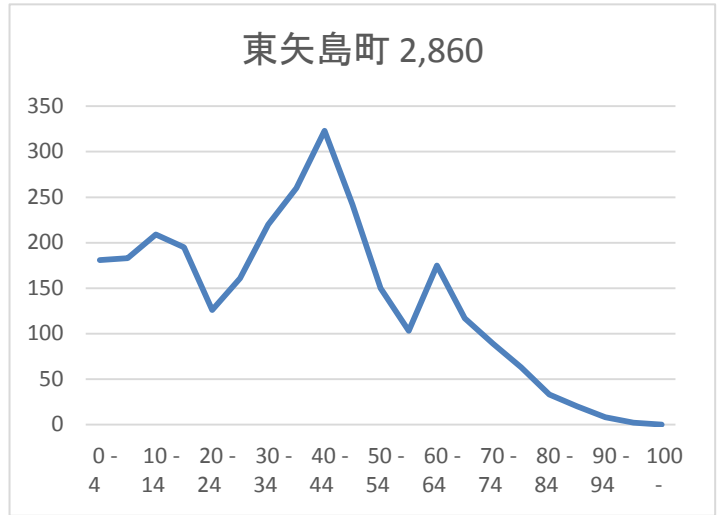
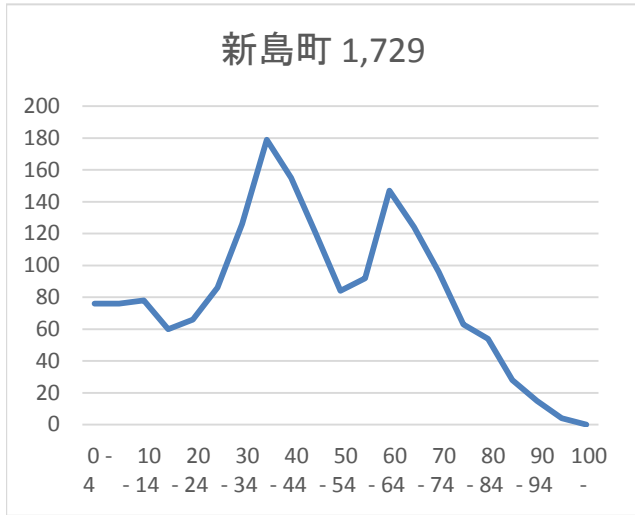
(3)若年層に偏っている町



・大規模住宅団地の造成により、非常に偏った居住区域が誕生してしまい、数十年後には超高齢化地域が誕生してしまう。

すずかけ町 東新町 城西町 南矢島町 下浜田町 岩松町 新田瑞木町 中根町 福沢町
 富沢町 内ヶ島町 岩瀬川町 西新町 高瀬町 牛沢町 大久保町 石原町

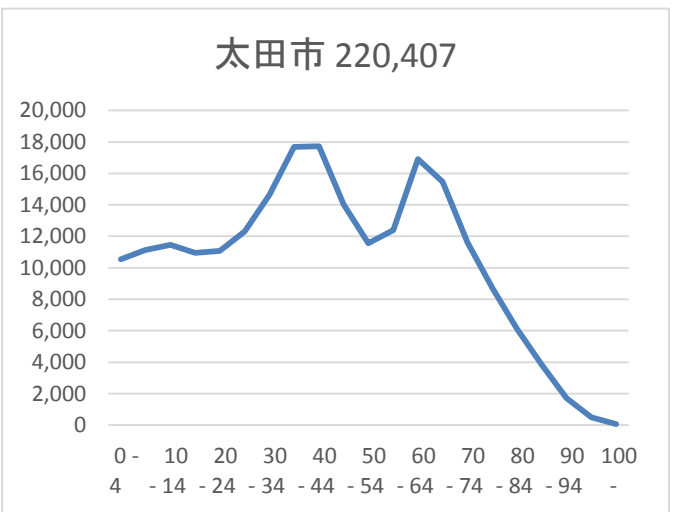
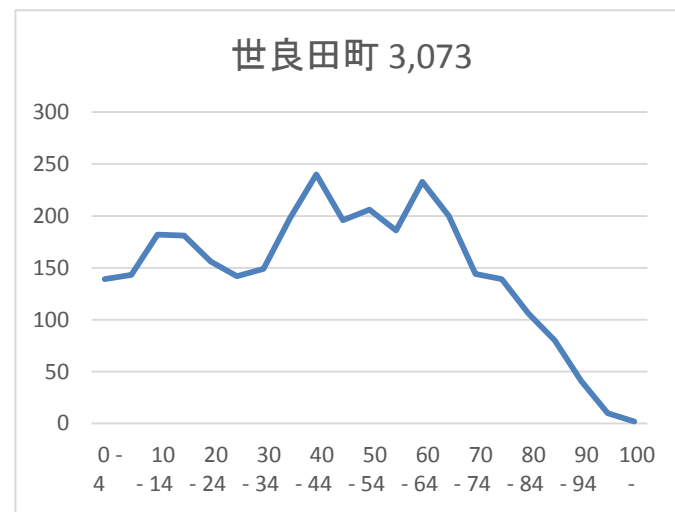
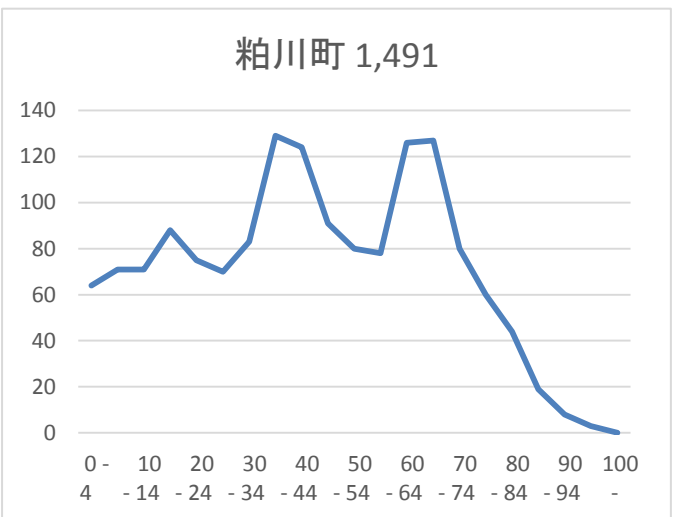
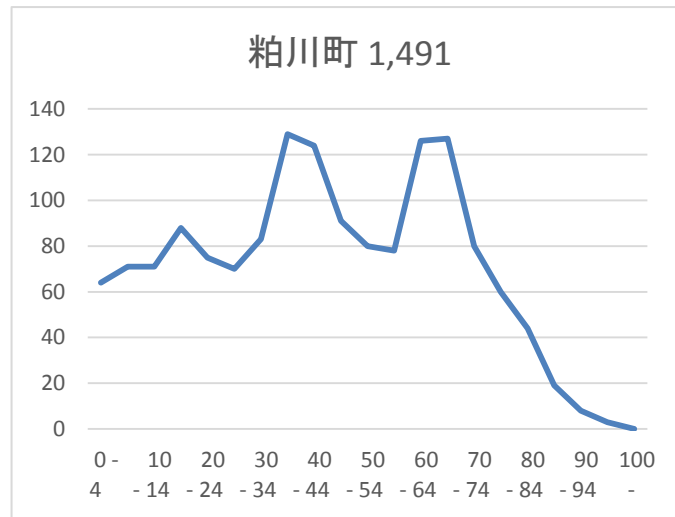
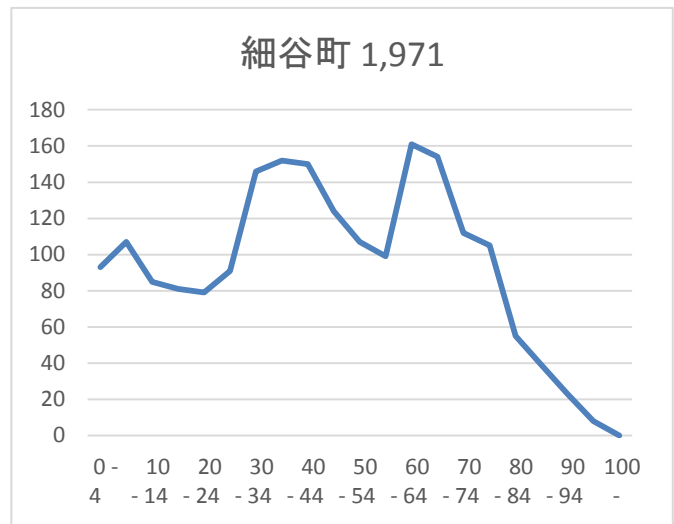
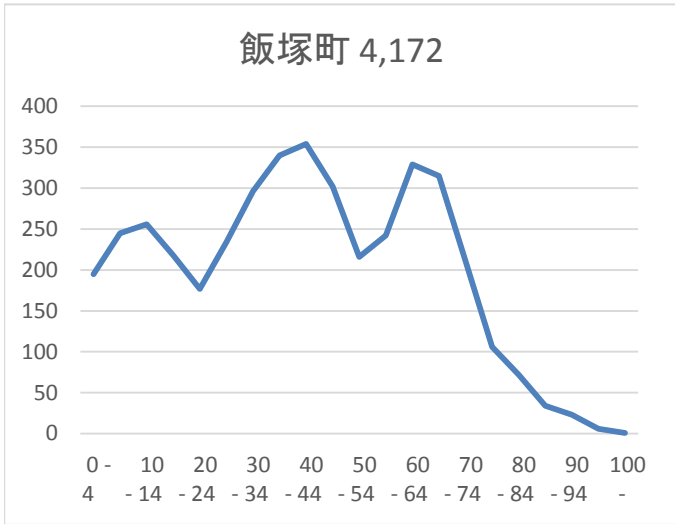
(4)年代層にバラつきの大きい町



・大規模住宅団地を販売し、10年程度以上経過した地域は人口の流出などにより、バラつきの多い地域となつてし

新島町 東矢島町 鳥山上町 東今泉町 新田市野井町 鳥山中町 天良町 新田大根町 安良岡町 市場町 新田市野倉町
 新田花香塚町 大島町 堀口町 新田堀口町 上小林町 新田荻町 武蔵島町 小角田町 新田下江田町 西矢島町 北金井町
 新田権座衛門町 新田大町 新田溜池町 新田多村新田町 二ツ小屋町 脇屋町 備前島町 新田市町 新田小金町 寄合町 沖野町
 清原町 阿久津町

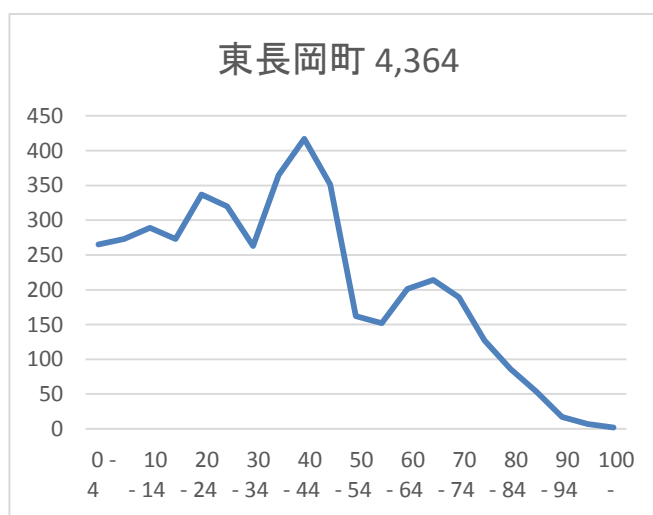
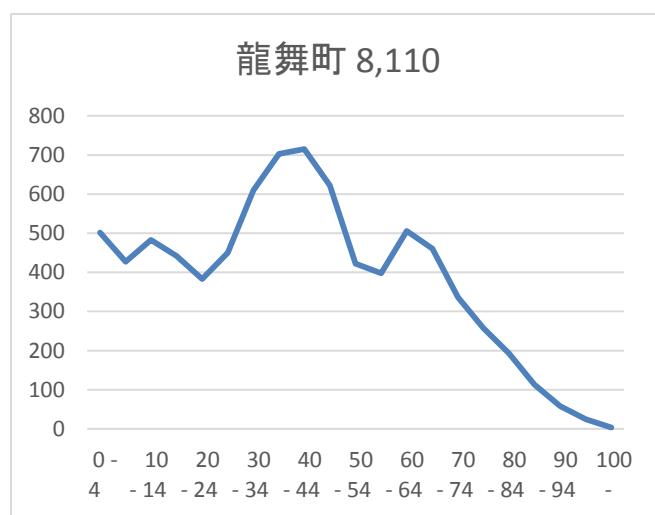
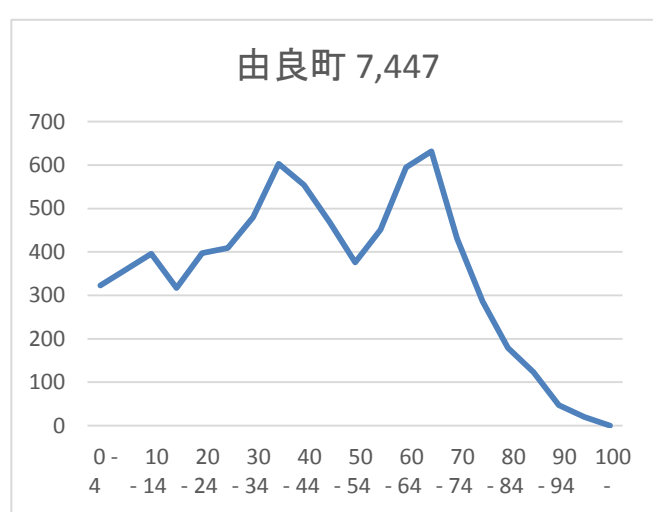
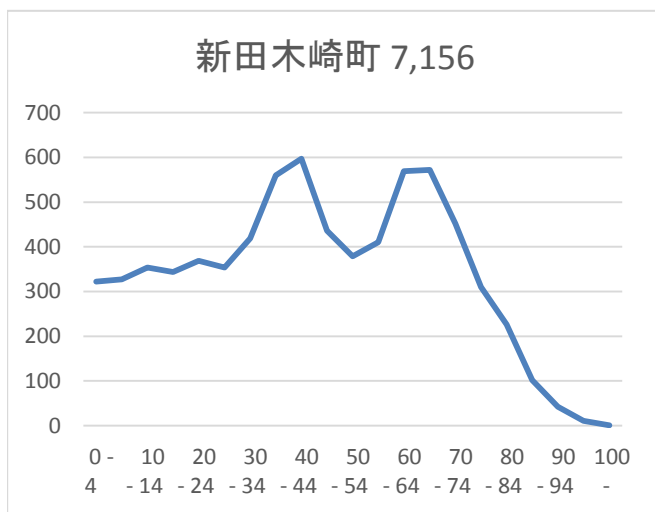
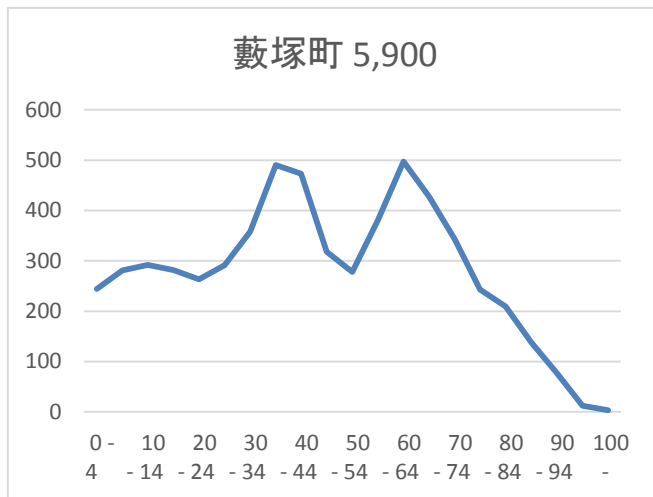
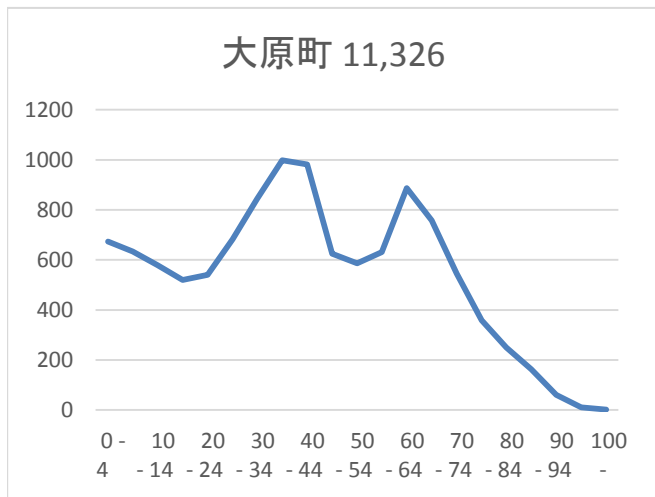
(5)太田市全体に近い町



- ・少子・高齢化社会・人口減少傾向には歯止めはかかっていない。
- ・30～40代世代の流入に期待を寄せているが・・・
- ・自動車産業への依存率の高さが心配
- ・日野自動車の誘致に成功したと聞が、2,000人ともいう従業員の生活基盤の確保は・・・住宅団地の造成ですか

世良田町 新田村田 粕川町 細谷町 飯塚町 新野町 鳥山下町 新井町 藤阿久町 龍舞町 西本町
 八幡町 高林東町 高林北町 由良町 飯田町 浜町 新田小金井町 押切町 新田赤堀町 別所町 亀岡町
 金山町 熊野町 植木野町 寺井町 大鷲町 八重笠町 前小屋町 新田高尾町 小舞木町 高林南町 鳥山町
 茂木町 新道町 新田上江田町 新田上田中町 新田金井町 矢場町 西長岡町 西野谷町 只上町 新田下田中町 六千石町
 山之神町

(6) 詳細分析の必要な町ほか



大原町 藪塚町 新田木崎町 由良町 龍舞町 東長岡町 台之郷町 新田嘉祿町 下小林町